

つくばみらい市

公共施設等の総合管理に関する指針



平成29年2月策定
令和4年3月改訂

つくばみらい市

【 目 次 】

第1章	公共施設等の総合管理に関する指針の策定	1
1.	背景と目的	1
2.	対象となる施設の定義	2
3.	計画期間	2
4.	国の指針と計画策定	3
第2章	つくばみらい市の公共施設等の概況	7
1.	つくばみらい市の概要	7
2.	つくばみらい市の公共施設等の分類	8
3.	建物系公共施設等の保有状況	10
4.	土木系公共施設等の保有状況	25
第3章	公共施設等の現況及び将来の見通し	29
1.	人口に係る動向	29
2.	財政に係る動向	30
3.	公共施設等の維持更新に関する見通し	34
第4章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	40
1.	現状と課題に関する基本認識	40
2.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	43
3.	公共施設等の管理に関する基本方針	45
4.	公共施設等の適正管理を実現するための実施方針	47
5.	計画の推進方針	51
参考)	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針検討案	53
1-1.	行政系施設	53
1-2.	子育て支援系施設	55
1-3.	保健・福祉系施設	57
1-4.	公営住宅	59
1-5.	学校教育系施設	60
1-6.	社会教育系施設	62
1-7.	市民文化系施設	63
1-8.	スポーツ・レクリエーション系施設	65
1-9.	その他建築系公共施設	66
2-1.	道路	67

2-2. 橋梁・トンネル.....	67
2-3. 上水道.....	68
2-4. 下水道.....	69
2-5. 公園.....	70

第1章 公共施設等の総合管理に関する指針の策定

1. 背景と目的

本市では、昭和40年代の高度経済成長期とその後の約20年間に、人口増加や市民からの要望に対応して、学校等の教育施設、市営住宅、公民館や図書館等のいわゆるハコモノの公共施設、並びに道路、上下水道等の土木系のインフラ施設といった多くの公共施設等を整備してきました。

第2次つくばみらい市総合計画では「しあわせと笑顔あふれるみどりがつなぐ“みらい”都市」を将来都市像として掲げており、人々のライフスタイルに合わせた豊かな社会を形成していくため、低成長時代の中で持続するまちづくりが求められています。

また、本市は、平成18年3月27日に伊奈町と谷和原村が合併し、合併後もそのまま旧町村の公共施設が引き継がれ、築30年を経過している施設が過半数を占めています。

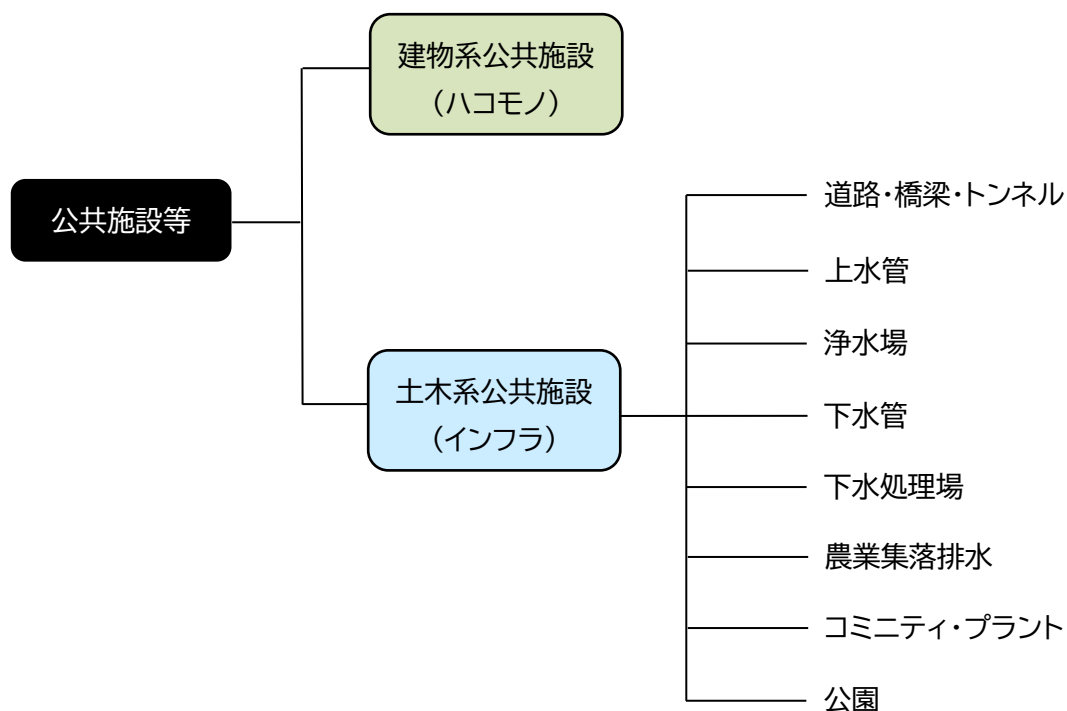
そのため、これまでに整備してきたハコモノ等の公共施設や土木系のインフラ施設の老朽化も進行しており、将来的には一斉に改修・更新時期を迎えることから、多額の費用が一括して必要になると見込まれています。

一方、財政面では、人口のピークを過ぎてからは、人口減少等による市税収の伸び悩み、少子高齢化の進行に伴う扶助費等経費の増大などによる財政状態の困窮も懸念されています。このため、人口増加にともなう必要な公共施設の確保とともに、固定費ともいえる公共施設の維持管理と更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、長期的な課題となっています。

以上のように、長期的な本市を取り巻く課題に対し、市民と共にその課題に取り組み、将来にわたる行政サービスの維持安定に資するため、「つくばみらい市公共施設等の総合管理に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定しました。

2. 対象となる施設の定義

本指針の対象は、いわゆるハコモノを建物系公共施設、インフラを土木系公共施設と定義し、これらを総称して「公共施設等」としています。略図としては以下ようになります。



3. 計画期間

本指針は、本市の人口増加のピークを経過し、その後、減少傾向が予想されるという長期的な視点が必要であることから、計画期間を平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間とします。

なお、本指針の各種指標となる基準年度は、公共施設等に係る現況把握の調査実施年度を踏まえ、令和 2 年度を基準年度としています。

4. 国の指針と計画策定

1) 国の指針

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（総財務第 74 号 平成 26 年 4 月 22 日）による公共施設等総合管理計画策定の要請を受け、本市の公共施設等の総合管理に関する指針は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（総財務第 28 号 平成 30 年 2 月 27 日）及び「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（総財務第 6 号 令和 3 年 1 月 26 日）に準拠し、あわせて「インフラ長寿命化基本計画」等を参考とし策定しています。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針

平成 26 年 4 月 22 日
(平成 30 年 2 月 27 日改訂)

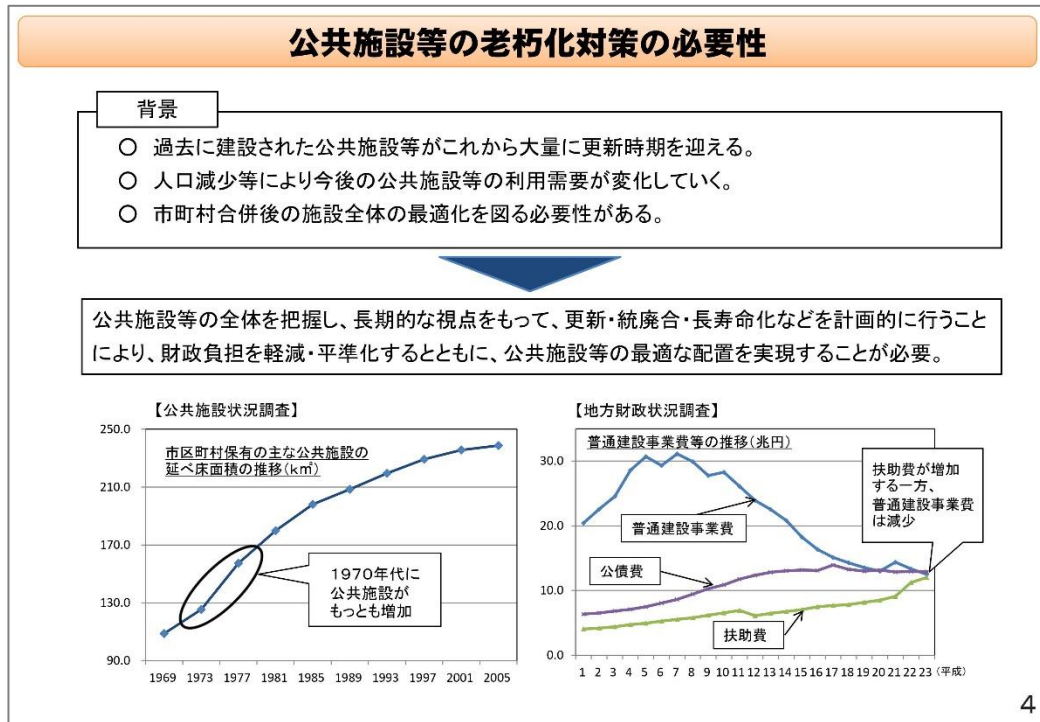
総務省

我が国において公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」とされたところです。

平成 25 年 11 月には、この「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が策定され、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画（行動計画）・個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定すること及びこれらの計画に基づき点検等を実施した上で適切な措置を講じることが期待されています。

● 公共施設等の老朽化対策の推進（参考：総務省）



● 公共施設等総合管理計画策定指針の改訂概要（参考：総務省）

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間：30年程度以上
- ・会計区分：普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分：建築物及びインフラ施設
- ・経費区分：維持管理・修繕、改修及び更新等

5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

18

2) 指針の意義と位置付け

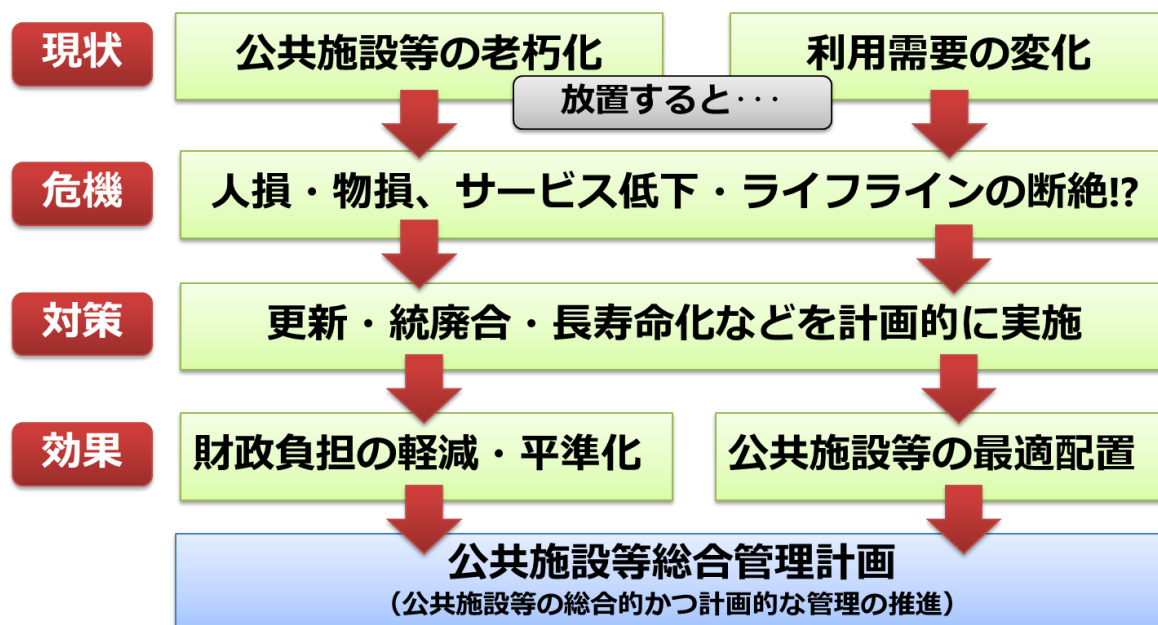
公共施設等の老朽化や利用需要の変化に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することが必要となっています。

また、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進は、全国の地方公共団体に共通する取り組み課題であるとともに、公共施設等の総合管理に関する指針の策定により、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施し、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置を図ることも狙いとなります。

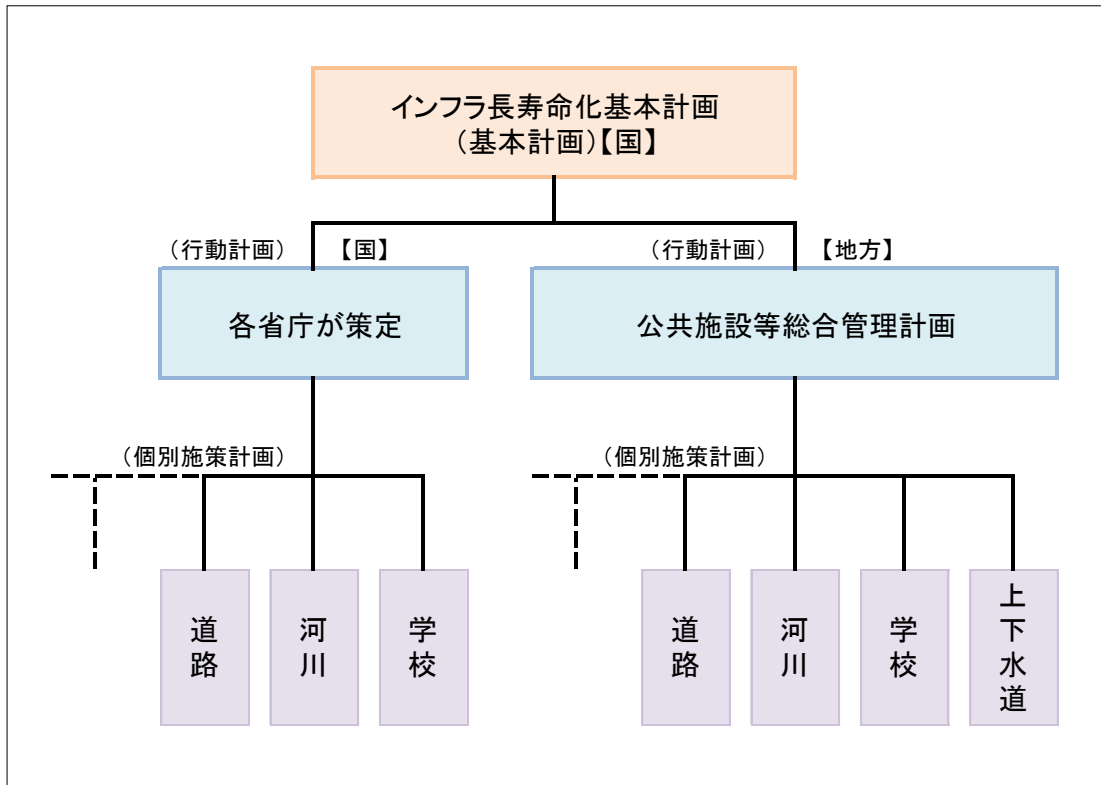
本指針の意義としては、中長期的な視点に基づいて、特定の分野や施設を対象とするものではなく、あくまでも全庁的な取り組みとして本市が管理する公共施設等の全体を対象とした指針とすることを基本としています。

また、「公共施設等」の意味としては、公共施設、公用施設、その他の地方公共団体が所有する建築物、その他の工作物をいいます。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁、下水道等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、病院等）、プラント系施設（廃棄物処理場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念となります。

●公共施設等総合管理計画の意義（参考：総務省）



●公共施設等総合管理計画の位置づけ（参考:総務省）



3) つくばみらい市の公共施設マネジメントの取り組み

年度	主な取組
平成 27 年度 ～平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設等の総合管理に関する指針」の策定作業を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等のデータベース、施設カルテの作成 ・公共施設等に係る分析及びデータ集計 等 ○「公共施設等の総合管理に関する指針」を策定(平成 29 年 2 月)
令和元年度 ～令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設個別施設計画(建物系公共施設)」の策定作業を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・劣化調査の実施 ・データベースの作成 等 ○「公共施設個別施設計画(建物系公共施設)」を策定(令和 3 年 3 月)
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「公共施設等の総合管理に関する指針」の改訂作業を開始 ○「公共施設等の総合管理に関する指針」を改訂(令和 4 年 3 月)

第2章 つくばみらい市の公共施設等の概況

1. つくばみらい市の概要

1) 沿革

現在の市域の枠組みは、明治 22 年の市制町村制の施行、昭和 29 年の伊奈村の発足（昭和 60 年に町制施行して伊奈町となる。）、昭和 30 年の谷和原村の発足を経てつくられてきました。

そして、平成 18 年 3 月 27 日に伊奈町と谷和原村が合併し、新たに「つくばみらい市」が誕生しました。合併後のつくばみらい市の面積は 79.16km² となり、合併当初の人口は約 42,000 人でしたが、「つくばエクスプレス」の開業後順調に伸び、令和 2 年度には 51,000 人を超え著しく増加してきています。

2) 地勢

本市は茨城県の南西部、東京都心から 40km 圏に位置し、鬼怒川、小貝川の二大河川が流れています。小貝川沿いは、広大な水田地帯が広がり、丘陵部は、畑地、4 つのゴルフ場、住宅地が形成され首都圏近郊整備地帯に位置付けられています。

道路網は、北部に国道 354 号、西側に国道 294 号、中央部を常磐自動車道が走り、国道 294 号と交差し谷和原 IC があり交通の利便が図られています。また、将来的には埼玉県三郷市の東京外郭環状道路（国道 298 号）と国道 354 号を結ぶ広域幹線道路となる都市軸道路は、つくばエクスプレス（TX）沿線開発地区を結び、将来の交通需要への対応と道路交通の利便性を確保するとともに、これらの市街地の骨格軸を形成し、新たなまちづくりの促進を図る広域的な幹線道路として計画されています。このうち、千葉県との県境である利根川から本市のみらい平地区まで、都市軸道路と TX が並行する区間となっており、すでに開通しております。なお、みらい平地区から国道 354 号へつながる東橋戸台線は、平成 29 年 1 月 23 日に開通しました。

さらに鉄道網では、国道 294 号と平行に関東鉄道常総線が走り、小絹駅周辺には常総ニュータウン開発が行われ、平成 2 年から入居が始まり人口が大きく伸びました。平成 17 年 8 月 24 日には東京秋葉原とつくば市を結ぶ TX が開業し、みらい平駅から東京秋葉原まで最速で 40 分、つくばまでは 12 分で結ばれました。

みらい平駅周辺では県主体の優良な住宅地開発が進みマンションやショッピングセンターなどが整備され、今後の新しいまちづくりが期待されているところです。

2. つくばみらい市の公共施設等の分類

本指針で対象とする公共施設等は大きく2つの類型に分類され、次表に示されるとおり、主に建物系公共施設（ハコモノ）と土木系公共施設（インフラ）を対象としています。

●表 2-1 対象とする公共施設等の機能別の分類

類型区分	機能別用途		対象施設	対象数		担当部署	備考	
	大分類	細分類		箇所	単独			
建物系 公共施設 (ハコモノ)	行政系施設	庁舎等	市庁舎	3	3	財政課 学校総務課	伊奈庁舎、谷和原庁舎、教育委員会庁舎	
		消防施設	消防器具置場		11	11	防災課	
			防災倉庫		11	11		
	子育て支援系施設	幼稚園	幼稚園	3	3	学校総務課	市立幼稚園(3)	
		保育所	保育所	4	4	こども課	市立保育所(4)	
		子育て支援	子育て支援室・児童館	4	1		子育て支援室 BLOOM(みらい平市民センター)、子育て支援室 おひさま(みらい平コミュニティセンター)、小絹児童館、みらい平児童館(みらい平コミュニティセンター)	
		放課後児童クラブ	児童クラブ	8	5		生涯学習課	小学校(空き教室)の児童クラブを除く(5)
	保健・福祉系施設	保健福祉	保健福祉センター	1	1	健康増進課	保健福祉センター	
		社会福祉	福祉施設	2	2	社会福祉課	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(すこやか福祉館、世代ふれあいの館)	
	公営住宅	市営住宅	市営住宅	5	5	開発指導課	秋葉山住宅(鉄筋、木造)、新山住宅(木造)、愛宕住宅(木造)、古川住宅(鉄筋)	
	学校教育系施設	小学校	小学校	10	10	学校総務課	市立小学校(10)	
		中学校	中学校	4	4		市立中学校(4)	
		その他教育系施設	給食センター		1		1	学校給食センター「MIRAI-LUNCH」
			その他教育系施設		1	1	教育指導課	教育支援センター
	社会教育系施設	図書館	図書館	3	1	生涯学習課	市立図書館(本館)、市立図書館 小絹分館(小絹コミュニティセンター)、市立図書館 みらい平分館(みらい平コミュニティセンター)	
		博物館等	記念館	2	2		間宮林蔵記念館、結城三百石記念館	
		都市農村交流施設	都市農村交流施設		1	1	産業経済課	古民家松本邸
	市民文化系施設	公民館	公民館	5	5	生涯学習課	伊奈公民館、谷和原公民館、谷和原公民館分館(3)	
		コミュニティセンター	コミュニティセンター	5	5		コミュニティセンター(4)、高齢者センター	

	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	1	1	生涯学習課	総合運動公園(体育館)
			武道場	2	2		総合運動公園(青少年研修道場)、谷和原武道館
			野球場	3	3		総合運動公園(野球場、多目的広場)、城山運動公園(野球場)
			テニスコート	2	2		総合運動公園(テニスコート)、古川テニスコート
	その他建築系施設	公衆トイレ	公衆トイレ	1	1	生活環境課	みらい平駅前トイレ
			自転車駐車場	駐輪場施設	2		2
		その他建築系施設	その他建築系施設	3	3	学校総務課	旧伊奈学校給食センター、旧すみれ幼稚園、旧わかかさ幼稚園
土木系 公共施設 (インフラ)	道路	道路	市道	-	-	建設課	
		橋梁	橋梁	-	-		
		トンネル	トンネル	-	-		
	上水道	上水道	上水管路・浄水場等	-	-	上下水道課	【水道事業会計】
	下水処理	公共下水道	下水管路・処理場等	-	-		【下水道事業会計】
		農業集落排水	下水管路・処理施設等	-	-		【下水道事業会計】
		コミュニティ・プラント	下水管路・処理施設等	-	-		
	公園・広場	公園	都市公園	-	-	都市計画課	(20箇所)
			その他公園	-	-		(16箇所)
		農村公園	農村公園	-	-	(1箇所)ほか市有地外5箇所あり	
		その他	ふれあい公園	-	-	生涯学習課	(1箇所)
		遊歩道	遊歩道	-	-	都市計画課	(2箇所)

3. 建物系公共施設等の保有状況

1) 建物系公共施設

●表 2-2 建物系公共施設の一覧

大分類	細分類	対象施設	H30(2018)年度		R2(2020)年度	
			施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)
行政系施設	庁舎等	市庁舎	3	8,171	3	8,171
	消防施設	消防器具置場	11	493	11	493
		防災倉庫	11	109	11	109
子育て支援施設	幼稚園	幼稚園	3	3,584	3	7,086
	保育所	保育所	4	2,864	4	2,864
	子育て支援	子育て支援室・児童館	4	1,071	4	1,071
	児童クラブ	児童クラブ	9	2,254	8	2,190
保健・福祉系施設	保健福祉	保健福祉センター	1	2,747	1	2,747
	社会福祉	福祉施設	2	7,203	2	7,203
公営住宅	市営住宅	市営住宅	5	4,549	5	4,354
学校教育系施設	学校	小学校	12	59,984	10	54,027
		中学校	4	26,420	4	26,420
	その他教育系施設	給食センター	2	4,907	1	3,407
		その他教育系施設	1	139	1	139
社会教育系施設	図書館	図書館	3	2,034	3	2,034
	博物館等	記念館	2	769	2	769
	都市農村交流施設	都市農村交流施設	1	423	1	423
市民文化系施設	公民館	公民館	5	2,745	5	2,745
	コミュニティセンター	コミュニティセンター	5	4,091	5	4,091
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	1	2,597	1	2,585
		武道場	2	1,149	2	1,149
		野球場	3	228	3	309
		テニスコート	2	0	2	0
その他建築系施設	公衆トイレ	公衆トイレ	1	45	1	45
	自転車駐車場	駐輪場施設	2	0	2	0
	その他建築系施設	その他建築系施設	-	-	3	4,001
計			99	138,576	98	138,433

建物系公共施設は令和2年度末時点で、98施設です。令和2年度に小学校の統廃合に伴い、閉校となった施設の幼稚園利用などがあり、平成30年度との差異があります。

1-1) 行政系施設

本市の市役所庁舎は、本所機能を分散させた分庁舎方式を採用しており、市内に2箇所あります。旧谷和原村役場は谷和原庁舎とし、旧伊奈町役場は、伊奈庁舎としています。どちらの庁舎にも市民サービスの基本となる転出入の手続きや各種証明書の発行などの業務を行う窓口があります。

伊奈庁舎については、平成28年5月から新しい庁舎に移転しています。災害時には、この伊奈庁舎に災害対策本部が設置され、適切な対応を行います。

消防器具置場は、消防器具等が保管されている倉庫で、各消防団の消防活動の拠点になっており、市内に11箇所あります。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
庁舎等	市庁舎	伊奈庁舎	財政課	H27	4,295	
		谷和原庁舎	財政課	S50	3,292	
		教育委員会庁舎	学校総務課	S56	584	
消防施設	消防器具置場	第1分団消防器具置場	防災課	H17	37	
		第2分団消防器具置場	防災課	H16	37	
		第3分団消防器具置場	防災課	H26	37	
		第4分団消防器具置場	防災課	H20	37	
		第5分団消防器具置場	防災課	H15	37	
		第6分団消防器具置場	防災課	H14	37	
		第7分団消防器具置場	防災課	H18	37	
		第8分団消防器具置場	防災課	H22	41	
		第9分団消防器具置場	防災課	H10	48	
		第10分団消防器具置場	防災課	H13	105	
		第11分団消防器具置場	防災課	H21	37	
	防災倉庫	防災倉庫(総合運動公園)	防災課	H 28	10	
		防災倉庫(伊奈中学校)	防災課	H 27	10	
		防災倉庫(豊小学校)	防災課	H 28	10	
		防災倉庫(わかくさ幼稚園) ※旧三島小学校	防災課	H 28	10	
		防災倉庫(伊奈東中学校)	防災課	H 27	10	
		防災倉庫(伊奈東小学校) ※旧板橋小学校	防災課	H 29	10	
		防災倉庫(谷原小学校)	防災課	H 29	10	
		防災倉庫(谷和原中学校)	防災課	H 27	10	
		防災倉庫(小絹中学校)	防災課	H 27	10	
防災倉庫(小絹小学校)	防災課	H 28	10			
防災倉庫(陽光台小学校)	防災課	H 29	10			

1-2) 子育て支援系施設

公立の幼稚園は、市内に居住している3歳児、4歳児、5歳児が対象の教育機関として、市内に3箇所あります。

公立の保育所は、保護者が働いている、病気の状態にあるなどの理由から、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育する施設として、市内に4箇所あります。

公立の児童クラブは、放課後などに、留守家庭の児童を対象に遊びを中心とした保育活動を行う施設として、概ね各小学校内に配置されており、市内に8箇所あります。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
幼稚園	幼稚園	すみれ幼稚園	学校総務課	S55	2,689	旧東小学校
		わかくさ幼稚園	学校総務課	S53	3,314	旧三島小学校
		谷和原幼稚園	学校総務課	H22	1,083	複合施設(谷和原第2保育所)
保育所	保育所	伊奈第1保育所	こども課	S45	504	
		伊奈第2保育所	こども課	S46	486	
		谷和原第1保育所	こども課	S62	664	
		谷和原第2保育所	こども課	H22	1,210	複合施設(谷和原幼稚園)
子育て支援	子育て支援室・児童館	子育て支援室 BLOOM	こども課	R3	—	複合施設(みらい平市民センター)
		子育て支援室 おひさま	こども課	H26	—	複合施設(みらい平コミュニティセンター)
		小絹児童館	こども課	H14	693	
		みらい平児童館	こども課	H26	251	
		放課後児童クラブ	児童クラブ	小絹小児童クラブ	生涯学習課	H25
谷原小児童クラブ	生涯学習課	S58		—		
伊奈小児童クラブ	生涯学習課	S54		—	旧谷井田小児童クラブ	
伊奈東小児童クラブ	生涯学習課	S38		—	旧板橋小児童クラブ	
豊小児童クラブ	生涯学習課	H17		65		
小張小児童クラブ	生涯学習課	H21		88		
陽光台小児童クラブ	生涯学習課	H26		605		
富士見ヶ丘小児童クラブ	生涯学習課	H29		685		

1-3) 保健・福祉系施設

保健福祉センターは、市民の健康の保持増進、並びに市民の福祉の増進と生活の向上を図る目的で設置された施設です。健康相談・健康教室・各種健診などを通じて、疾病等の予防や健康増進を目指す地域の健康づくりの拠点です。

きらくやまふれあいの丘は、「すこやか福祉館」と「世代ふれあいの館」の2館をメインに、テニスコート・ゲートボール場・アスレチック広場・野外ステージ・自然散策の森など、さまざまなレクリエーション施設が併設されています。また、すこやか福祉館にある大浴場は、サウナ室も完備の本格的なお風呂があります。世代ふれあいの館には、350人収容の本格的な音響設備を完備した「世代ふれあいホール」をはじめ、「楽屋」「リハーサル室」「会議室」などがあり、市の行事の他にもさまざまなイベントに活用されています。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建築総面積(m ²)	備考
保健福祉	保健福祉センター	保健福祉センター	健康増進課	H12	2,747	
社会福祉	社会福祉	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	社会福祉課	H 6	4,342	
		総合福祉施設きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	社会福祉課	H 9	2,861	

1-4) 公営住宅

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するため、昭和42年から昭和44年及び平成元年から平成5年に建設され、市内に5箇所、29棟76戸あります。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
市営住宅	市営住宅	秋葉山住宅 鉄筋	開発指導課	H3.H5	1,642	
		秋葉山住宅 木造	開発指導課	S42	128	
		新山住宅 木造	開発指導課	S43	328	
		愛宕住宅 木造	開発指導課	S44	269	
		古川住宅 鉄筋	開発指導課	H2.H3	1,987	

1-5) 学校教育系施設

公立の小学校は、市内に 10 箇所あり、みらい平地区内には、平成 27 年度に陽光台小学校、平成 30 年度に富士見ヶ丘小学校が新しく開校しています。また、令和 2 年度には、谷井田小学校と三島小学校が統合し、伊奈小学校が開校しました。同時に、板橋小学校と東小学校が統合し、伊奈東小学校が開校しました。公立の中学校は、市内に 4 箇所あります。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
小学校	小学校	小張小学校	学校総務課	S54	3,843	
		豊小学校	学校総務課	S53	3,286	
		伊奈小学校	学校総務課	S49	5,812	旧谷井田小学校
		伊奈東小学校	学校総務課	S38	5,732	旧板橋小学校
		谷原小学校	学校総務課	S58	3,291	
		十和小学校	学校総務課	S56	2,948	
		福岡小学校	学校総務課	S56	2,900	
		小絹小学校	学校総務課	S47	5,597	
		陽光台小学校	学校総務課	H26	11,029	
		富士見ヶ丘小学校	学校総務課	H29	9,590	
中学校	中学校	伊奈中学校	学校総務課	S47	7,927	
		伊奈東中学校	学校総務課	S59	7,108	
		谷和原中学校	学校総務課	S44	4,678	
		小絹中学校	学校総務課	H 5	6,707	
その他教育系施設	給食センター	市立学校給食センター「MIRAI-LUNCH」	学校総務課	H29	3,407	
	その他教育系施設	教育支援センター	教育指導課	S46	139	

1-6) 社会教育系施設

図書館は、市内に 3 館あります。そのうち、2 館は小絹コミュニティセンター内及びみらい平コミュニティセンター内においてそれぞれ分館としての機能を持っています。

間宮林蔵記念館は、18 世紀後半にこの地に生まれ育ち、江戸に出て、北方で活躍した大探検家・測量家である「間宮林蔵」を紹介するために、顕彰事業の一つとして建設したものです。

結城三百石記念館は、江戸時代初期に当地に帰農し「結城三百石」と称され地方開発の中心的役割を担ってきた結城家から寄附された屋敷を保存活用するために、建物と敷地を整備して、歴史・民俗資料を展示して公開しています。

古民家松本邸は、江戸時代、藤代宿の脇本陣だったものを現在の場所に移築。その後手が加えられ、昭和初期から戦前の農家の趣を強く残した建物とな

り、地域の農業の発展を願って故松本作衛氏より遺贈され、現在は、都市農村交流施設として年間を通して様々な農業体験などができます。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
図書館	図書館	図書館 本館	生涯学習課	H 2	1,604	
		図書館 小絹分館	生涯学習課	H 6	172	複合施設(小絹コミュニティセンター)
		図書館 みらい平分館	生涯学習課	H26	258	複合施設(みらい平コミュニティセンター)
博物館等	記念館	間宮林蔵記念館	生涯学習課	H 4	317	
		結城三百石記念館	生涯学習課	-	452	
都市農村交流施設	都市農村交流施設	古民家松本邸	産業経済課	-	423	

1-7) 市民文化系施設

公民館は、伊奈公民館・谷和原公民館の他、谷和原公民館分館（3 箇所）を含めた 5 箇所、コミュニティセンター（高齢者センター含む）は市内に 5 箇所、合計 10 箇所設置しています。

みらい平コミュニティセンターは、平成 26 年度に新たに建てられた施設で、子育て支援室や図書館分館、児童館等を併設している複合施設となっています。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
公民館	公民館	伊奈公民館	生涯学習課	S45	825	
		谷和原公民館	生涯学習課	S59	1,368	
		谷和原公民館 谷原分館	生涯学習課	S59	169	
		谷和原公民館 十和分館	生涯学習課	S51	211	
		谷和原公民館 福岡分館	生涯学習課	S53	173	
コミュニティセンター	コミュニティセンター	小絹コミュニティセンター	生涯学習課	H 6	1,084	複合施設(図書館 小絹分館)
		谷井田コミュニティセンター	生涯学習課	H15	573	
		板橋コミュニティセンター	生涯学習課	H21	596	
		みらい平コミュニティセンター	生涯学習課	H26	1,495	複合施設(図書館みらい平分館等)
		高齢者センター	生涯学習課	H 1	343	

1-8) スポーツ・レクリエーション系施設

市内には、卓球や武道、トレーニングができる体育館のほか、野球場、テニスコート等のスポーツをすることができる施設があります。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
スポーツ施設	体育館	総合運動公園	生涯学習課	S56	2,585	
	青少年研修道場	総合運動公園	生涯学習課	H 3	718	
	野球場	総合運動公園	生涯学習課	S55	15	
	テニスコート	総合運動公園	生涯学習課	S58	-	
	多目的広場	総合運動公園	生涯学習課	R 1	168	
	野球場	城山運動公園	生涯学習課	S57	126	
	テニスコート	古川テニスコート	生涯学習課	S55	-	
	武道館	谷和原武道館	生涯学習課	S53	431	

(参考) きらくやまふれあいの丘及び絹の台桜公園内にもテニスコートがあります。

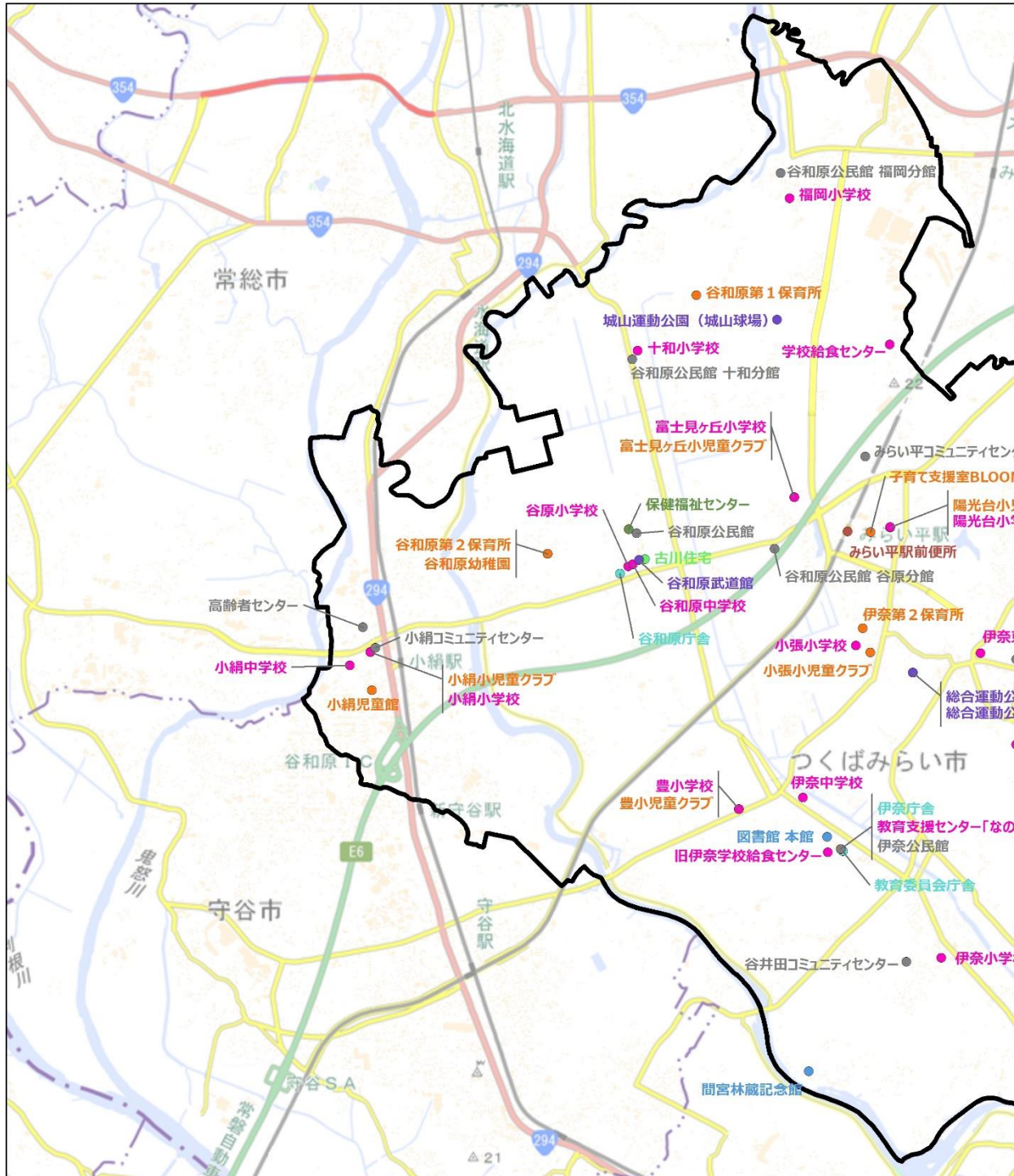
1-9) その他建築系公共施設

自転車駐車場は、通勤・通学者の利便性を図るために駅前等に設置されており、市内に2箇所あります。みらい平駅前トイレは、みらい平駅前自転車駐車場に併設されています。

細分類	対象施設	施設名称	所管課	建築年度	建物総面積(m ²)	備考
公衆トイレ	公衆トイレ	みらい平駅前トイレ	生活環境課	H21	45	
自転車駐車場	駐輪場施設	山王新田自転車駐車場	生活環境課	H 5	36	
		谷井田自転車駐車場	生活環境課	H26	51	

2) 建物系公共施設の配置状況

● 図 2-1 主要施設の配置図





凡例

大分類名称

- 行政系施設
- 子育て支援施設
- 保健・福祉施設
- 公営住宅
- 学校教育系施設
- 社会教育系施設
- 市民文化系施設
- スポーツ・レクリエーション系施設
- その他建築系施設

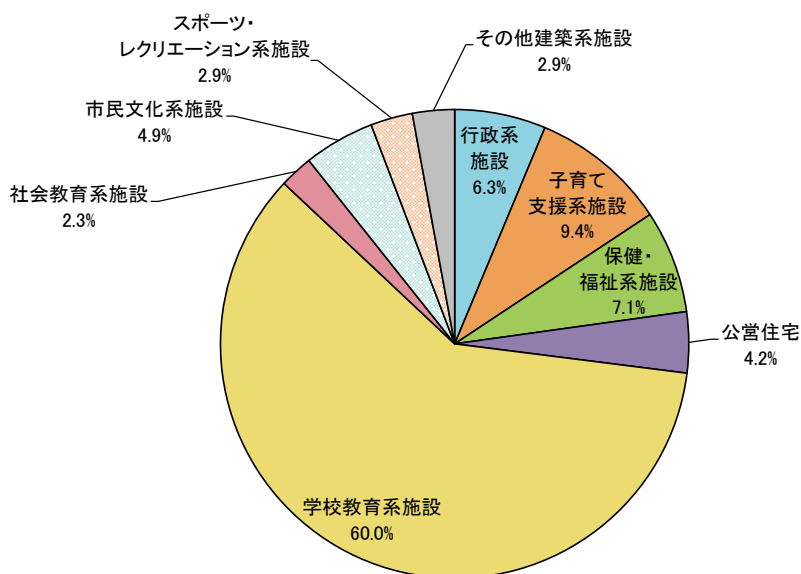
3) 建物系公共施設の用途分類別面積

本市の建物系公共施設について、用途分類（大分類）ごとの延床面積の構成比を集計しています。

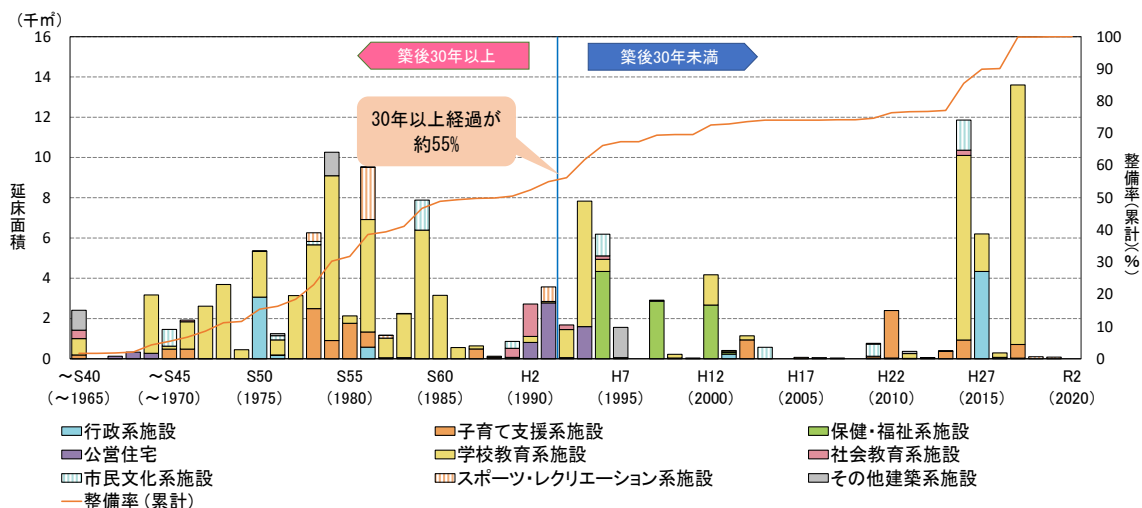
最も延床面積の構成割合が高い用途分類は、学校教育系施設（小学校・中学校他）であり、全体の過半数となる6割を占めています。次に割合が高い用途分類は、子育て支援系施設、保健福祉系施設、行政系施設となっています。

建築年別にみると、築年数が35年から45年程度の昭和48年から昭和60年頃にかけて建てられた公共施設が多いことがわかります。施設の分類別に建築年代を延床面積で累計すると、学校教育系施設等で30年以上経過した公共施設が多くなっています。

● 図 2-2 建物系公共施設の分類別の割合（延床面積）



● 図 2-3 建物系公共施設の建築年別状況



※1965年以前に建築されたものは1965年に集約しています。

4) 公共施設の人口一人あたりの床面積

本市とその近隣周辺の都市や、つくばエクスプレス沿線の都市等について、公共施設状況調（総務省）から、各都市別の公共施設の人口一人あたりの床面積を集計しています。

本市の人口一人あたりの床面積は 2.87 m²/人となり、茨城県平均の 3.33 m²/人と比較すると若干少なくなっていますが、周辺都市やつくばエクスプレス沿線の都市と比較すると、人口一人あたりの床面積は若干多くなっています。

●表 2-3 公共施設の人口一人あたりの床面積

自治体名		令和元（2019） 年度 建物延床面積 (m ²)	平成 27（2015） 年度 人口 (人)	一人あたりの 床面積 (m ² /人)
茨城県	つくばみらい市	141,046	49,136	2.87
	つくば市	588,581	226,963	2.59
	守谷市	143,388	64,753	2.21
	常総市	224,952	61,483	3.66
	龍ケ崎市	198,022	78,342	2.53
	取手市	254,371	106,570	2.39
	牛久市	194,861	84,317	2.31
	(県平均)	220,457	66,295	3.33
千葉県	柏市	771,969	413,954	1.86
	流山市	322,654	174,373	1.85
	(県平均)	274,204	115,235	2.38
埼玉県	三郷市	267,150	136,521	1.96
	(県平均)	257,912	115,342	2.24

出典)建物延床面積・・・公共施設状況調(総務省:令和元年3月31日時点)

人口・・・国勢調査(総務省統計局:平成27年度)

5) 公共施設の利用状況

平成30年度から令和2年度の各公共施設と利用者数の推移が下表のとおりです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症による施設の閉館時期もあり、利用が大幅に減った施設が多くなっています。平成30年度から令和元年度にかけては、コミュニティセンターやスポーツ施設は比較的增加傾向にありました。

●表 2-4 施設利用者数の推移

(人)

分類	施設名称	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
公民館	伊奈公民館	18,081	18,832	7,789
	谷和原公民館	21,306	18,845	6,472
	谷和原公民館 谷原分館	3,385	3,692	1,392
	谷和原公民館 十和分館	381	547	275
	谷和原公民館 福岡分館	2,666	2,083	854
	計	45,819	43,999	16,782
コミュニティセンター	谷井田コミュニティセンター	17,579	18,794	8,646
	板橋コミュニティセンター	19,117	20,525	8,329
	小絹コミュニティセンター	14,420	16,482	5,335
	みらい平コミュニティセンター	26,780	46,900	17,019
	高齢者センター	15,543	13,646	2,829
	計	93,439	116,347	42,158
スポーツ施設	総合運動公園(体育館)	31,101	25,940	13,993
	総合運動公園(青少年研修道場)	6,422	6,149	3,450
	谷和原武道館	4,052	4,219	1,901
	総合運動公園(野球場)	5,076	5,482	3,767
	総合運動公園(多目的広場)	0	2,420	9,631
	城山運動公園(城山球場)	2,431	2,223	2,343
	総合運動公園(テニスコート)	8,523	9,504	7,034
	古川テニスコート	7,754	8,772	5,577
	計	65,359	64,709	47,696
図書館	図書館 本館	43,381	41,021	32,088
	図書館 小絹分館	7,318	6,527	4,751
	図書館 みらい平分館	23,705	23,064	16,946
	計	74,404	70,612	53,785
記念館	間宮林蔵記念館	4,818	3,913	2,290
	結城三百石記念館	2,412	1,947	687
	計	7,230	5,860	2,977
都市農村交流施設	古民家松本邸(都市農村交流センター)	161	50	2
	計	161	50	2
社会福祉	保健福祉センター	15,565	16,602	6,394
	きらくやまふれあいの丘	38,744	20,591	11,609
	世代ふれあいの館			
	きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	77,881	41,334	30,973
	計	132,190	78,527	48,976
	合計	418,602	380,104	212,376

6) 公共施設等の運営体制

本市の公共施設の運営体制の状況は、直営が 46 箇所、運営委託が 9 箇所あります。また、指定管理者制度を利用している施設または利用を予定している施設は 20 箇所あります。

●表 2-5 施設運営体制一覧表

細分類	施設名称	直営	運営委託	指定管理者の指定
庁舎等	伊奈庁舎	○		
	谷和原庁舎	○		
	教育委員会庁舎	○		
消防施設	各消防器具置場(計 11 分団)	○		
	各防災倉庫(計 11 箇所)	○		
幼稚園	すみれ幼稚園	○		
	わかさ幼稚園	○		
	谷和原幼稚園	○		
保育所	伊奈第1保育所	○		
	伊奈第2保育所	○		
	谷和原第1保育所	○		
	谷和原第2保育所	○		
子育て支援	子育て支援室 BLOOM	○		
	子育て支援室 おひさま			●
	小絹児童館			●
	みらい平児童館			●
児童クラブ	小絹小児童クラブ		●	
	谷原小児童クラブ		●	
	伊奈小児童クラブ ※旧谷井田小児童クラブ		●	
	伊奈東小児童クラブ ※旧板橋小児童クラブ		●	
	豊小児童クラブ		●	
	小張小児童クラブ		●	
	陽光台小児童クラブ		●	
	富士見ヶ丘小児童クラブ		●	
保健福祉	保健福祉センター	○		
社会福祉	総合福祉施設さくやまふれあいの丘 すこやか福祉館			●
	総合福祉施設さくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館			●
市営住宅	秋葉山住宅 鉄筋	○		
	秋葉山住宅 木造	○		
	新山住宅 木造	○		
	愛宕住宅 木造	○		
	古川住宅 鉄筋	○		
小学校	小張小学校	○		
	豊小学校	○		
	伊奈小学校 ※旧谷井田小学校	○		
	伊奈東小学校 ※旧板橋小学校	○		
	谷原小学校	○		
	十和小学校	○		
	福岡小学校	○		
	小絹小学校	○		
	陽光台小学校	○		
	富士見ヶ丘小学校	○		

細分類	施設名称	直営	運営委託	指定管理者の指定
中学校	伊奈中学校	○		
	伊奈東中学校	○		
	谷和原中学校	○		
	小絹中学校	○		
その他教育系施設	学校給食センター「MIRAI-LUNCH」	○		
	教育支援センター	○		
図書館	図書館 本館	○		
	図書館 小絹分館			●
	図書館 みらい平分館			●
博物館等	間宮林蔵記念館	○		
	結城三百石記念館		●	
都市農村交流施設	古民家松本邸			●
公民館	伊奈公民館	○		
	谷和原公民館	○		
	谷和原公民館 谷原分館	○		
	谷和原公民館 十和分館	○		
	谷和原公民館 福岡分館	○		
コミュニティセンター	小絹コミュニティセンター			●
	谷井田コミュニティセンター			●
	板橋コミュニティセンター			●
	みらい平コミュニティセンター			●
	高齢者センター	○		
スポーツ施設	総合運動公園(体育館)			●
	総合運動公園(青少年研修道場)			●
	総合運動公園(野球場)			●
	総合運動公園(テニスコート)			●
	総合運動公園(多目的広場)			●
	城山運動公園(野球場)			●
	古川テニスコート			●
	谷和原武道館			●
公衆トイレ	みらい平駅前トイレ	○		
自転車駐車場	山王新田自転車駐車場	○		
	谷井田自転車駐車場	○		

※スポーツ施設は令和4年度より指定管理者制度を利用予定。

7) 公共施設のコスト状況

各施設のフルコストから、使用料等の収入を差し引いた額をネットコストとしています。このネットコストは、公共施設を運営するにあたって生じるコストから収入（使用料等）を差し引いた金額のため、公共施設に関する財政負担額を意味します。

令和元年度における公共施設全体のネットコストは約 19.8 億円です。大分類別で見ると、学校教育系施設が約 8.7 億円で最も大きく、次いで保健・福祉系施設となっています。

●表 2-6 大分類別の行政コスト計算書(令和元年度)

(単位：百万円)

大分類名	維持 管理費	事業 運営費	コスト	減価 償却費	フル コスト	収入	ネット コスト
行政系施設	67	17	84	22	107	6	100
子育て支援施設	36	394	431	8	440	130	309
保健・福祉系施設	54	394	448	38	487	22	464
公営住宅	10	4	14	17	32	15	16
学校教育系施設	393	513	907	176	1,083	208	874
社会教育系施設	28	61	89	6	95	33	62
市民文化系施設	46	52	99	14	114	65	48
スポーツ・レクリ エーション系施設	35	7	43	0	43	4	39
その他建築系施設	1	0	1	0	1	0	1
公園	64	6	70	0	70	1	68
合計	738	1,452	2,191	285	2,476	489	1,986

※本表は、円単位で集計し単位未満で切り捨ての端数処理をしていますので合計が合わない場合があります。

※コスト＝ 維持管理費＋事業運営費

※フルコスト＝維持管理費＋事業運営費＋減価償却費

※ネットコスト＝(維持管理費＋事業運営費＋減価償却費)－収入

4. 土木系公共施設等の保有状況

1) 土木系公共施設

●表 2-7 土木系公共施設の一覧

分類	種別	H27(2015)年度 数量	R2(2020)年度 数量	単位
道路	1級市道	67,201	67,256	m
	2級市道	49,162	49,144	m
	その他市道	820,378	819,366	m
	自転車歩行車道	10,487	10,487	m
	計	947,228	946,253	m
橋梁	1級市道	23	23	箇所
	2級市道	17	17	箇所
	その他市道	265	260	箇所
	自転車歩行車道	7	7	箇所
	計	312	307	箇所
上水道	配水管	422,307	435,589	m
	導水管	19,253	19,290	m
	送水管	8,497	12,096	m
	計	450,057	466,975	m
	水源	12	12	箇所
	浄水場	2	2	箇所
	配水場	1	1	箇所
	配水池	7	7	箇所
	計	22	22	箇所
下水道 (公共下水道)	コンクリート管	46,935	49,327	m
	塩ビ管	125,421	132,032	m
	その他	5,381	5,556	m
	計	177,737	186,915	m
	処理場	1	1	箇所
	中継ポンプ場	3	3	箇所
	マンホールポンプ	35	42	箇所
	計	39	46	箇所
下水道 (農業集落排水)	塩ビ管	74,135	74,800	m
	計	74,135	74,800	m
	処理場	8	8	箇所
	マンホールポンプ施設	95	95	箇所
	計	103	103	箇所
公園	都市公園	20	20	箇所
	その他公園	18	18	箇所
	遊歩道	2	2	箇所
	計	40	40	箇所

1-1) 道路・橋梁

本市の主要な道路網は、「古くから自然発生的に成立してきた道路網（街道、集落間道路等）」に加えて、「計画的に整備してきた道路網（都市間や市街地間を連絡する道路、市街地等の開発整備関連の道路等）」に大別され、本市全体においておおむね格子状の道路網を形成しています。

このようにして成立・整備されてきた本市の道路網は、周辺都市間の連絡、市民及び企業等の円滑な生活や産業などの活動を支えるとともに、都市の骨格を形成し、拠点的な市街地等の開発整備を促進・支援するなど重要な役割を果たしています。多くの道路は、昭和 60 年以前に整備されており、補修や修繕を実施しながら道路を維持管理しています。

本市の市道総延長は、独立自歩道を除き令和 2 年度末時点で 935,766m となっています。そのうち 1 級市道が 67,256m、2 級市道が 49,144m です。

本市の橋梁は、307 箇所でその延長は 2,700m です。道路と同様、昭和 60 年以前に整備されたものが多く、全橋梁を対象に長寿命化修繕計画を策定しています。

1-2) 上水道

本市の水道施設の配水系統は、合併前の伊奈エリア（久保浄水場系）と谷和原エリア（谷和原浄水場系）があり、それぞれの取水井原水を浄水したものと、茨城県企業局（水海道浄水場）から受水した県西用水を混合し、配水しています。平成 25 年度から、みらい平地区の一部は県西用水のみを、平成 30 年度からは、久保浄水場からの送水と県西用水を混合して配水しています。

上水道の施設については、取水施設が久保浄水場系に 8 井、谷和原浄水場系に 4 井が稼動しており、久保浄水場と谷和原浄水場にろ過機等の浄水施設が設置されています。さらに久保浄水場、谷和原浄水場及びみらい平配水場に配水池等の配水施設が設置されています。

本市の配管網は、令和 2 年度末で配水管が 435.6km、送水管が 12.1km、取水井から浄水場までの導水管が 19.3km 布設されています。なお、本市においては、平成 25 年度に、平成 23 年度を基準年とした「つくばみらい市水道施設更新基本計画」が策定されています。

1-3) 下水道

市内の汚水処理については、取手地方広域下水道組合の管理する公共下水道区域、市が管理する公共下水道区域及び農業集落排水区域、コミュニティ・プラントの区域に分かれており、いずれにも含まれない区域は浄化槽による処理区域となっています。この指針では取手地方広域下水道組合が管理する公共下水道を除いております。

① 公共下水道

市が管理する公共下水道の管路合計は、令和2年度末で 186.9 km です。処理場が 1 箇所（小絹水処理センター）中継ポンプ場が 3 箇所（内宿、高掛、上小目）、マンホールポンプが 42 箇所あります。なお、本市においては、令和2年度に、「つくばみらい市下水道ストックマネジメント計画」が策定されています。

② 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境のほか、あわせて公共用水域の水質保全を目的として、下記の地区及び処理区域で実施しています。

農業集落排水の管路合計は、令和2年度末で 74.8km です。また、処理場が 8 箇所とマンホールポンプが 95 箇所あります。

地区	供用開始	対象地区
上平柳地区	平成 5 年 10 月	上平柳
弥柳山谷地区	平成 7 年 7 月	弥柳、山谷
高岡狸穴地区	平成 16 年 11 月	高岡、狸穴(狸穴住宅地区コミュニティ・プラント区域を除く)
豊南部地区	平成 19 年 3 月	長渡呂(青木地区コミュニティ・プラント区域を除く)、長渡呂新田及び狸淵の各一部
三島地区	平成 26 年 4 月	南太田の一部、伊丹の一部、戸茂、戸崎、中島、上島、福原
福岡地区	平成 7 年 6 月	福岡、福岡台入会地、台、北山、南の一部
十和地区	平成 10 年 6 月	福岡の一部、南の一部、仁左衛門新田、上長沼、下長沼、日川、真木、押砂、箕輪、樫木、北袋、十和の一部
下小目地区	平成 14 年 7 月	下小目、成瀬、鬼長の一部、古川の一部、加藤の一部

③ コミュニティ・プラント

コミュニティ・プラントは、自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地等で、し尿や生活廃水を合わせて処理する施設として、下記の地区及び処理区域で実施しています。

地区	供用開始	対象地区
狸穴住宅地区	平成 7 年 6 月	狸穴団地、秋葉山住宅、狸穴みどり、ひまわり台、高岡の一部及びその周辺
青木地区	平成 9 年 4 月	青木、青木住宅1、青木住宅2、中谷原住宅、青古新田及びその周辺

1-4) 公園

市内には、都市公園が 20 箇所、農村公園等のその他公園が 18 箇所、遊歩道が 2 箇所あります。

		公園の名称	面積(m ²)	公園種別	設置年度	備考
都市公園	1	みらいの森公園	42,400	地区公園	H25	
	2	絹の台桜公園	54,374	近隣公園	H 1	テニスコート
	3	福岡堰さくら公園	26,962		H18	親水施設
	4	みらい平さくら公園	20,000		H26	
	5	みらい平どんぐり公園	20,000		H21	
	6	鈴の丘公園	5,010		H 2	
	7	鐘の丘公園	2,209	H 2		
	8	笛の丘公園	1,814	H 1		
	9	勘兵衛新田児童公園	1,487	S57		
	10	石の公園	2,500	H19		
	11	すこやか公園	2,500	H19		
	12	なかよし公園	2,500	H19		
	13	くわがた公園	2,500	街区公園	H22	
	14	かえる公園	2,500		H24	
	15	ほたる公園	2,324		H24	
	16	てんとうむし公園	2,502		H21	
	17	かたつむり公園	2,500		H22	
	18	とんぼ公園	2,500		H21	
	19	ちょうちょう公園	2,501		H19	
	20	きょうりゅう公園	2,500		H19	
合計			201,583			

(都市公園以外の公園)

種類	総面積(m ²)	箇所数(箇所)	建築年度	備考
その他公園	36,251	16	S54~H26	都市計画課所管
農村公園	2,688	1	H 3	都市計画課所管、ほか(市有地外 5 箇所あり)
ふれあい公園 (谷井田コミュニティセンター内)	-	1	-	生涯学習課所管
遊歩道	34,057	2	H3 H12	都市計画課所管

第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

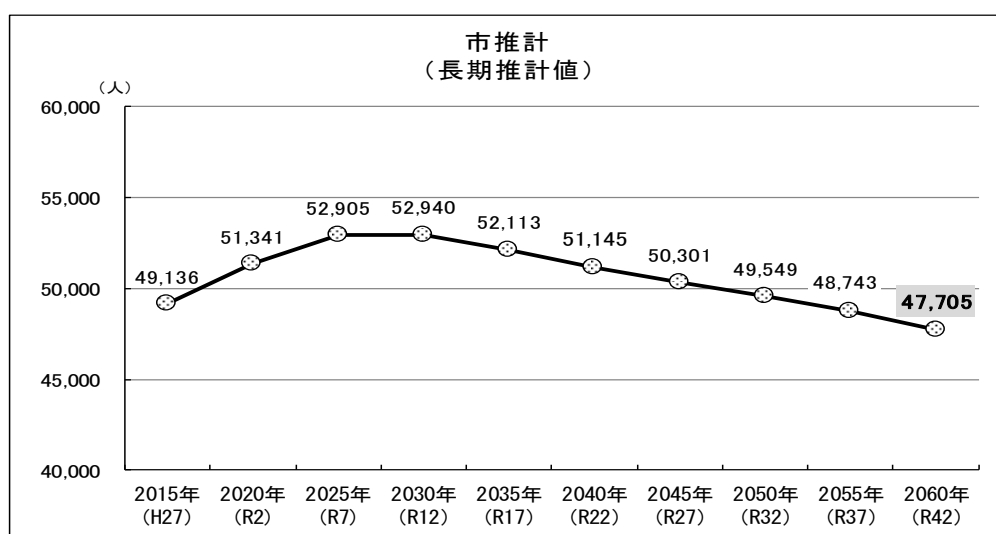
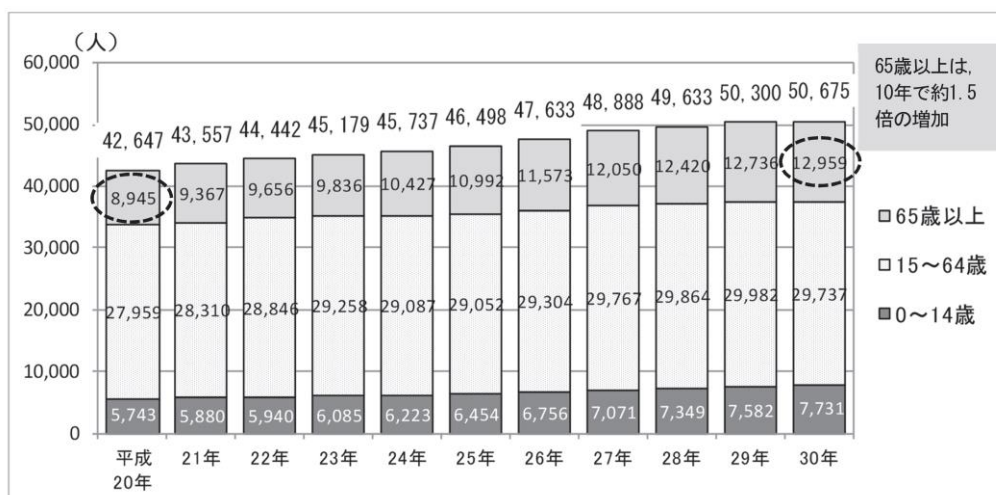
1. 人口に係る動向

平成 18 年度の合併から、令和 2 年度まで人口は増え続けていますが、その内訳をみると、年齢階層別人口による 0 から 14 歳の年少人口と 65 歳以上の老年人口が増え、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は増加傾向にはありますが、全体に占める割合は減り続けています。

将来予測は、令和 2 年 3 月改訂の「第 2 期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の人口推計（ケース②）によると、令和 42 年 47,702 人と見込まれており、今後は減少していくことが予想されています。

人口減少と少子高齢化により、社会保障の負担増などに伴う高齢者世帯の社会的・経済的自立や子育て環境の格差の拡大等が予想され、公共施設や公共サービスの有効活用・効率化への要求も高まってきています。

● 図 3-1 人口の推移と将来人口



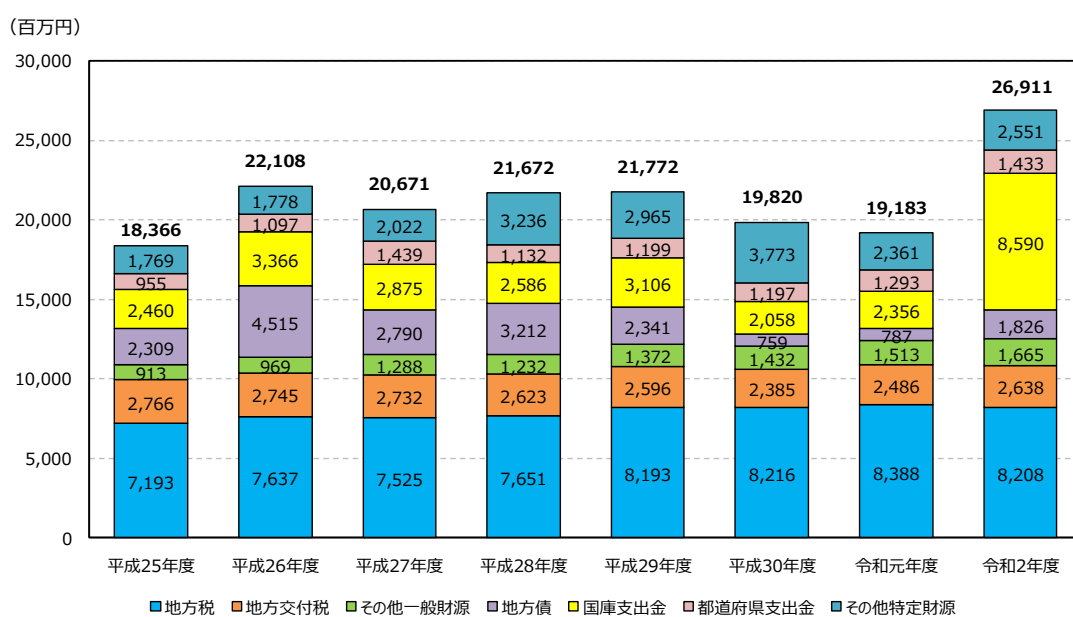
出典) 第 2 期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

2. 財政に係る動向

1) 歳入の推移

本市の普通会計における歳入は、令和元年度以前は、約 200 億円前後で推移しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴い国庫支出金が大幅に増加し、歳入合計は約 269 億円となっています。

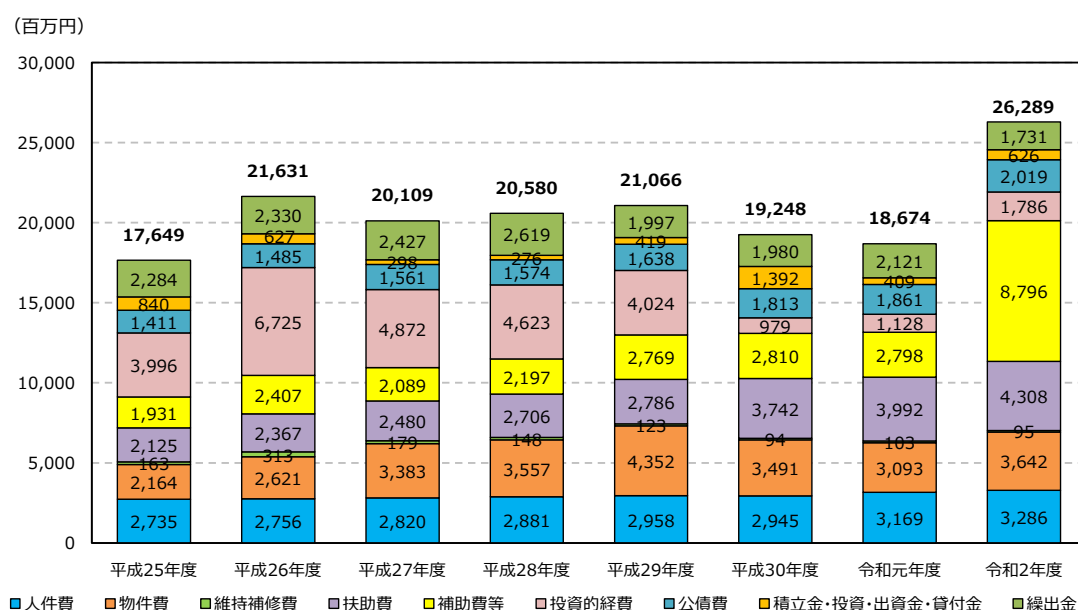
● 図 3-2 歳入の推移



2) 歳出の推移

本市の普通会計における歳出合計は、令和2年度は約263億円となっています。歳入同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、補助費等が増大しています。また、平成29年度以前は新たな建設工事に伴い投資的経費¹が大きく増加傾向にありました。扶助費²は社会福祉費や生活保護費の増加に伴い、年々増加傾向にあります。

● 図3-3 歳出(性質別)の推移



¹ 投資的経費とは、その経費の支出の効果が単年度または短期的に終わらず、将来的に残る固定的な資本の形成に向けられるものです。

² 扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のことです。

参考) 歳入・歳出の推移については、決算統計に基づいた資料になります。

3) 有形固定資産減価償却率³の推移

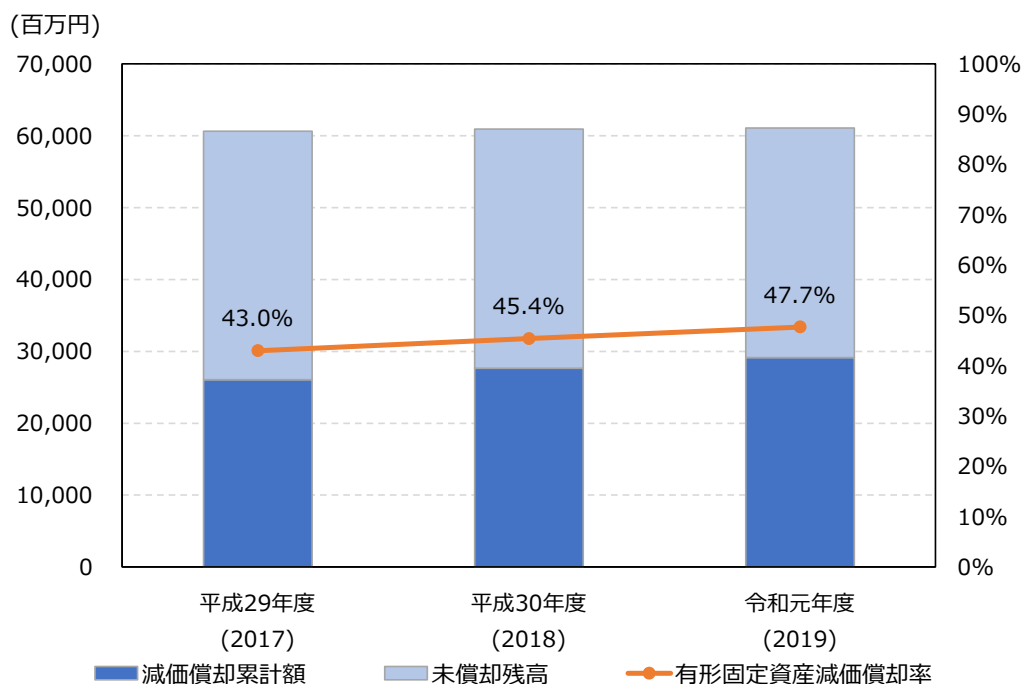
令和元年度の所有資産全体の有形固定資産（償却資産）額約 610 億円のうち、減価償却累計額が約 291 億円で、有形固定資産減価償却率は 47.7%となっています。

平成 29 年以降で大規模な新規整備はないため、有形固定資産減価償却率も少しずつ増えています。

(単位：千円)

	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
減価償却累計額	26,074,223	27,639,263	29,147,113
有形固定資産（償却資産）額	60,639,144	60,940,078	61,088,387
有形固定資産減価償却率	43.0%	45.4%	47.7%

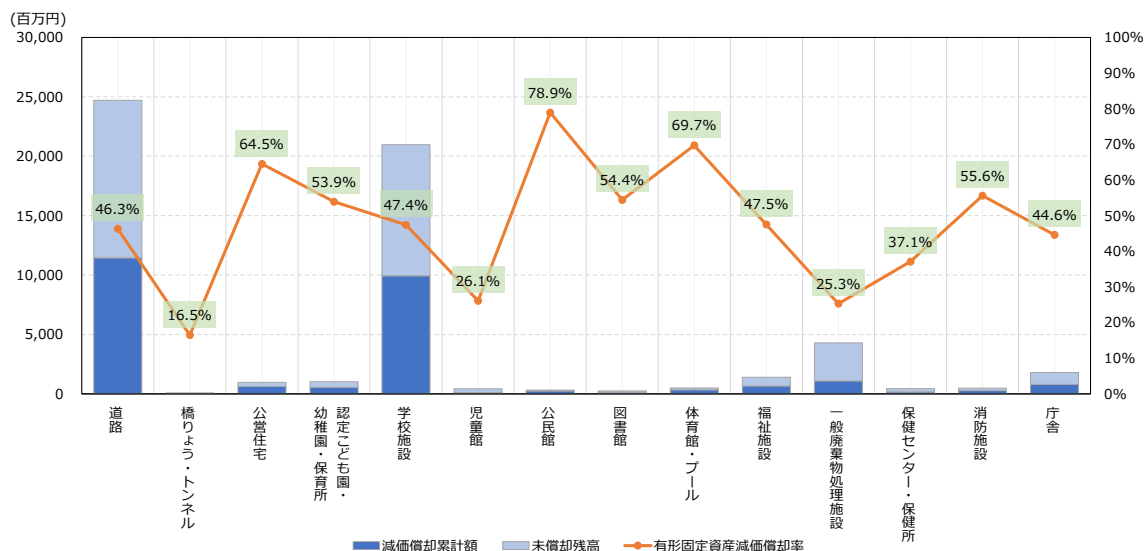
● 図 3-4 有形固定資産減価償却率の推移



³ 有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標です。ただし、全体の大まかな傾向を把握するのに有効ですが、この指標は耐用年数省令による耐用年数に基づいて算出されており、長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため、比率が高いことが、直ちに公共施設等の建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではないことに留意が必要です。

分類⁴別に有形固定資産減価償却率の状況を見ると、令和元年度においては公営住宅、公民館、体育館において60%を超えており、老朽化が進んでいる傾向にあることが把握できます。最も低いものは橋りょう・トンネルで16.5%となっています。

● 図 3-5 分類別の有形固定資産減価償却率の推移(令和元年度)



⁴ 第2章対象施設の一覧の分類とは異なります。

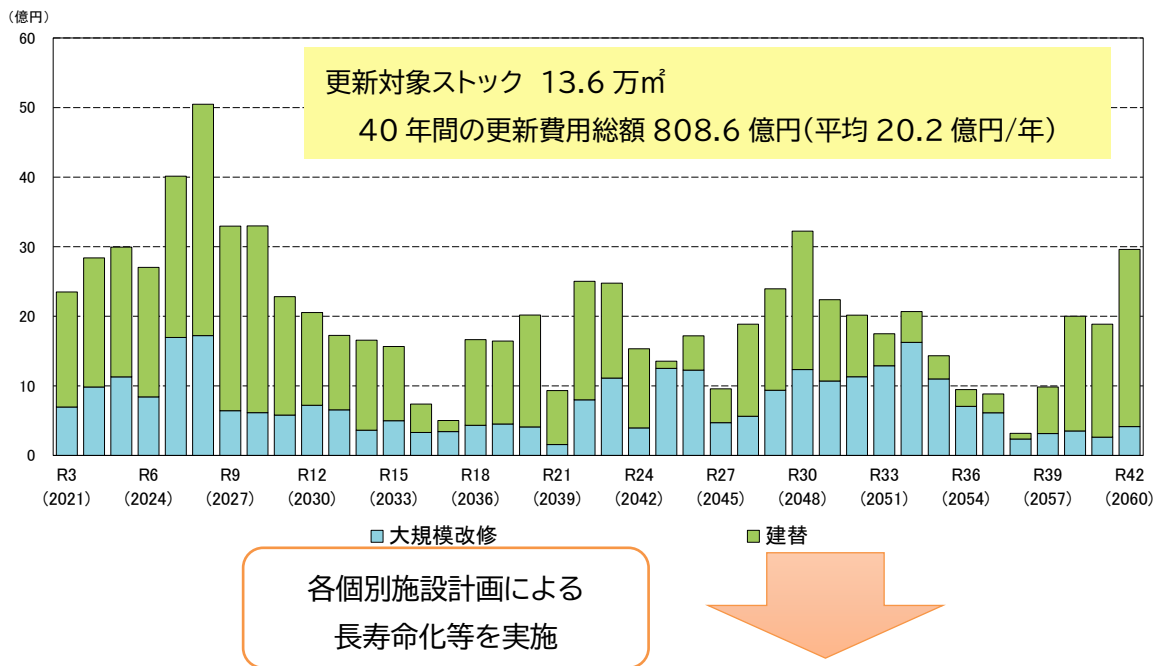
3. 公共施設等の維持更新に関する見通し

1) 建物系公共施設の更新費用

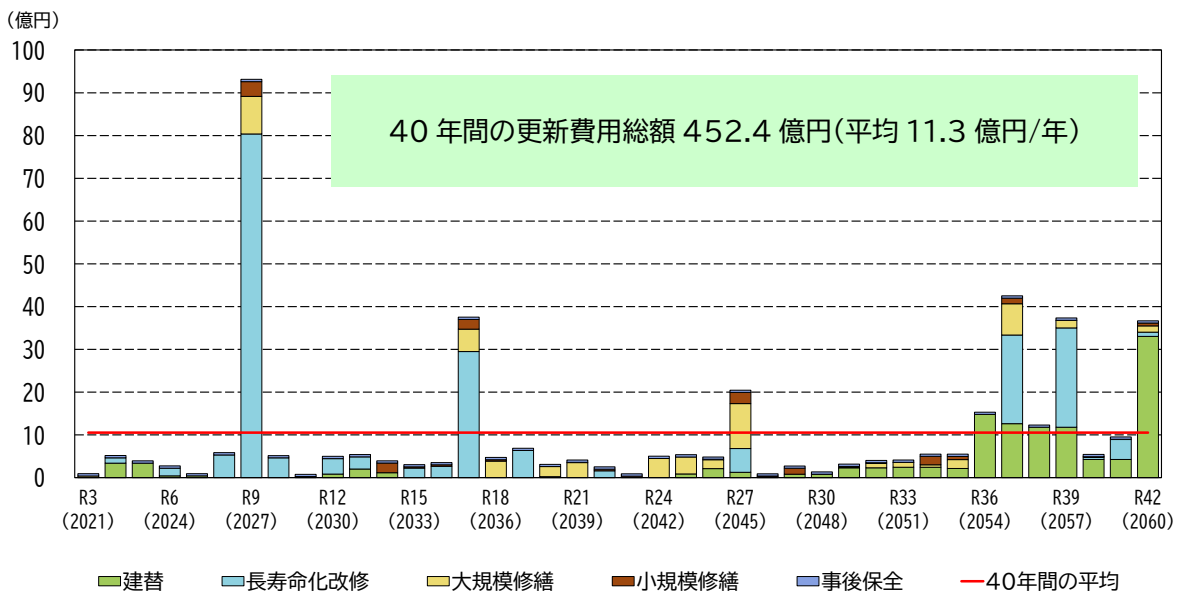
【A】 現在保有する建物系の公共施設を耐用年数経過後に同じ規模（延床面積）で更新したと仮定すると、今後 40 年間の更新費用試算総額は 808.6 億円となります。

【B】 個別施設計画により長寿命化等を実施した場合更新費用は 40 年間で 452.4 億円となり、平均費用は年間 11.3 億円となります。

● 図 3-6 建物系公共施設の更新費用【A】(従来手法)

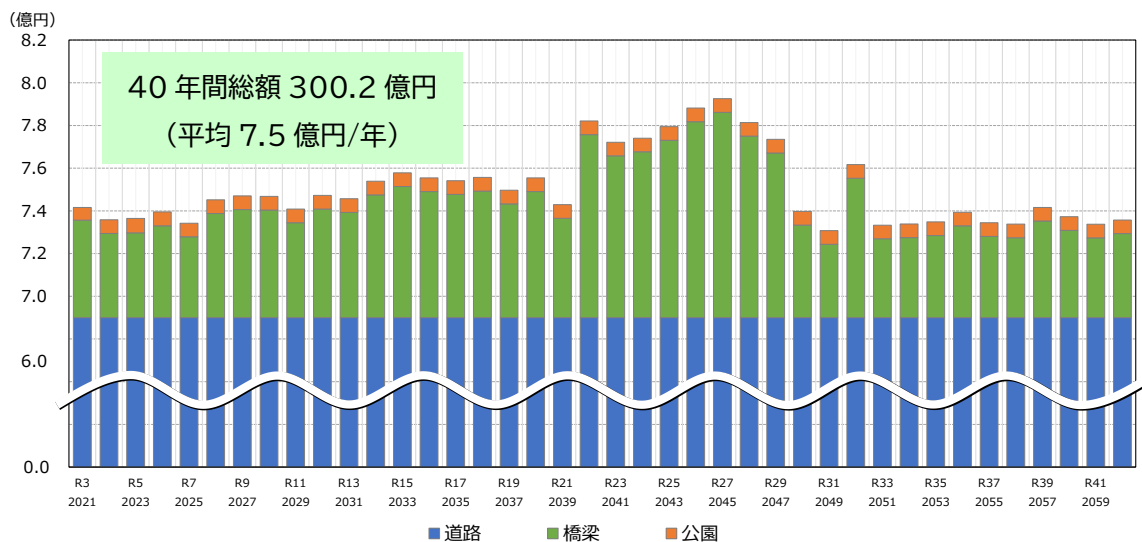


● 図 3-7 建物系公共施設の更新費用【B】(個別施設計画手法)



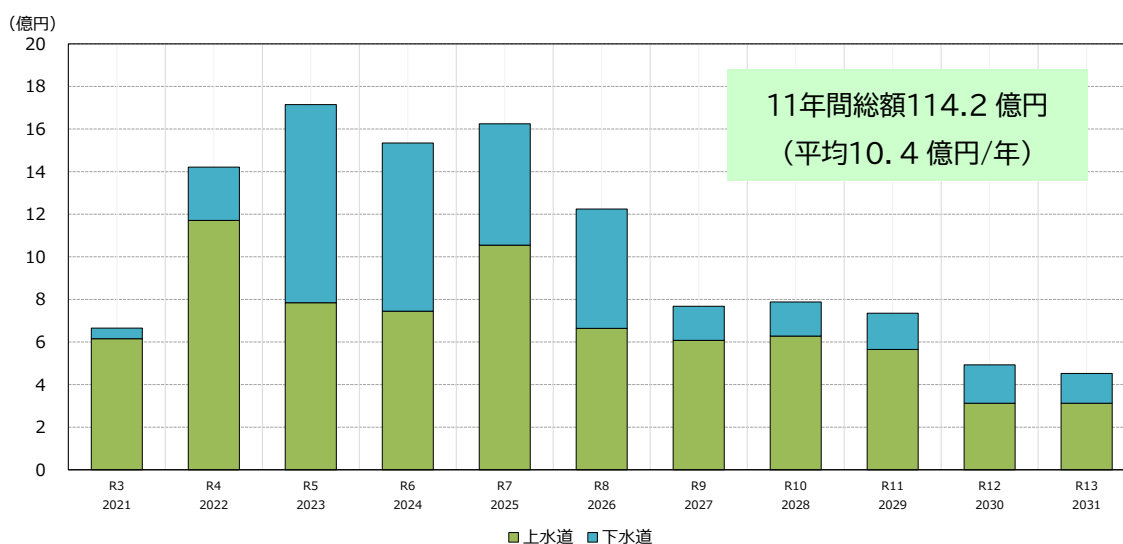
2) 土木系公共施設の更新費用

● 図 3-8 道路・橋梁・公園



道路の更新費用は今後 40 年間で 276.0 億円となり、平均費用は年間約 6.9 億円です。橋梁の更新費用は今後 40 年間で 21.6 億円となり、平均費用は年間約 5,000 万円です。公園の更新費用は今後 40 年間で 2.6 億円となり、平均費用は年間約 650 万円です。

● 図 3-9 上水道・下水道



上水道の更新費用は今後 11 年間で 74.6 億円となり、平均費用は年間約 6.8 億円です。下水道の更新費用は今後 11 年間で 39.6 億円となり、平均費用は年間約 3.6 億円です。

【試算条件または積み上げ元情報】	
(A) 従来手法	
総務省が公開する「公共施設等更新費用試算ソフト」による単価と、法定耐用年数を使用した試算。	
(B) 個別施設計画手法	
【建築物】	
「公共施設個別施設計画（建物系公共施設）」長寿命化による更新費用試算。	
【インフラ】	
道路	総務省が公開する「公共施設等更新費用試算ソフト」による試算。
橋梁	橋梁：「橋梁長寿命化修繕計画」長寿命化型管理による事業費を使用。 歩道橋：「横断歩道橋長寿命化計画」予防保全型による事業費を使用。
公園	「公園施設長寿命化計画」年次計画事業費を使用（R7以降は平均額を計上）。
上水道	「水道施設更新基本計画」年次別事業費計画の建設改良費を使用。
下水道	「経営戦略」の費用を使用。

3) 普通会計ベースでの財政見直し

公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額や、これらの経費に充当可能な財源の見込額などを算出するに当たり、第3章2において過去の財政状況を分析するとともに、第3章3 4)において公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の必要見込額を試算しました。

また、これらの経費に充当可能な財源の見込額を算出するために、以下のような主な前提条件を設定し、普通会計について平成29年度から令和2年度の決算額を基礎とし、歳入・歳出全体ベースでの財政シミュレーションを行いました。なお、人口は合計を「第2期つくばみらい市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」とし、年齢区分別人口は社人研⁵推計による割合を使用して算出しています。

【歳入の主な前提条件】

- ・ 地方税は、生産年齢人口の減少に伴い減少させる。
- ・ 地方交付税は、人口の減少に伴い減少させる。
- ・ 国庫支出金・県支出金は、歳出のシミュレーションにおける投資と連動させる。

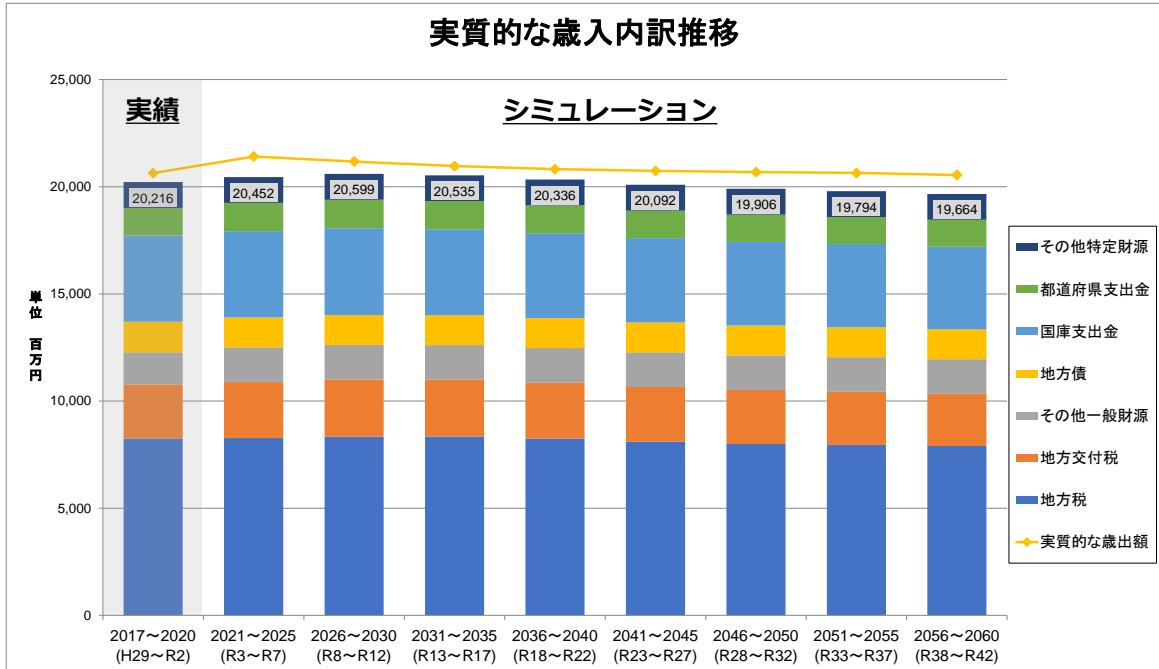
【歳出の主な前提条件】

- ・ 扶助費は対応する年代別にそれぞれの年代の人口増減に対応して増減を見込む。
- ・ 公債費は歳入のシミュレーションで増加した公債についても反映させる。
- ・ 公共施設等投資の前提は、個別施設計画等で算定した値を活用する（道路舗装分は過去の投資的経費の平均とする）。

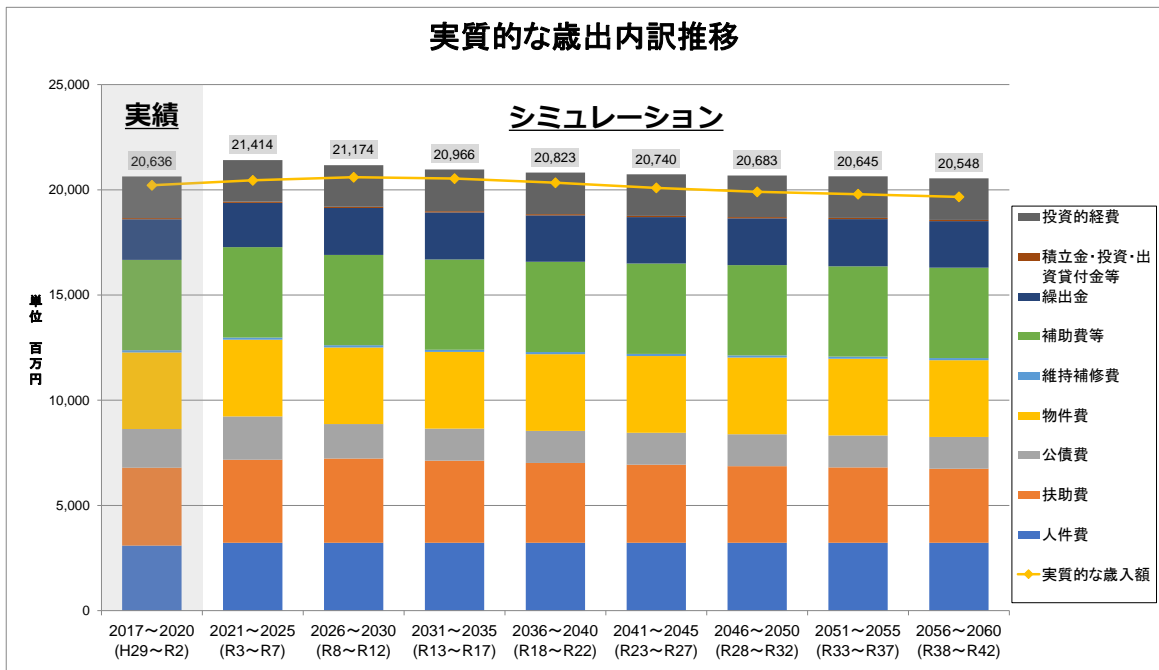
⁵ 国立社会保障・人口問題研究所

財政シミュレーションの結果、歳入は地方交付税減少の影響等により、今後
も減少が見込まれます。歳出も歳入と同様に、右肩下がりに減少することが見
込まれますが、歳出額が歳入額を上回り、財政的に厳しい状況となることが予
想されます。

● 図 3-10 財政見通し(歳入)(5年平均)



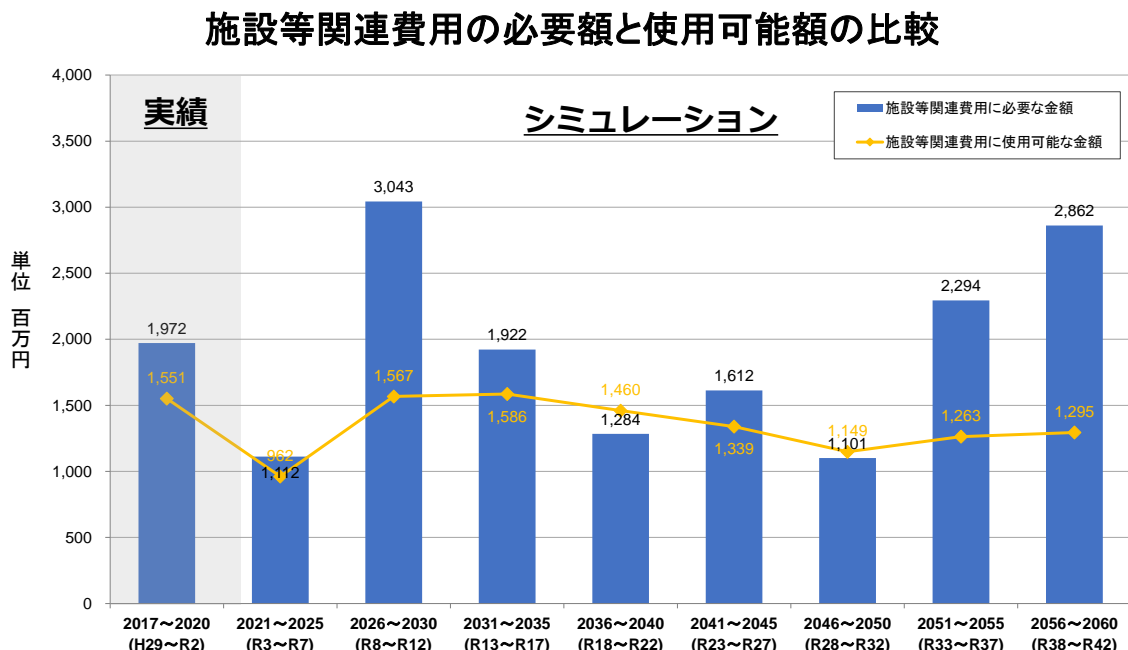
● 図 3-11 財政見通し(歳出)(5年平均)



※この推計は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるために実施するものであり、本市の財政運営をこの推計どおりに行っていくことを示すものではありません。

4) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

● 図 3-12 公共施設投資の必要額と使用可能な金額(5年平均)



歳出・歳入シミュレーションの結果と更新費用の試算結果から、すべての公共施設等（上水道、公共下水道及び農業集落排水を除く）を維持・更新する場合、今後40年間で761億円が必要となり、531億円が使用可能であると見込まれるため、230億円（年あたり5.8億円）の財源不足となります。

● 図 3-13 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み(10年間)

単位: 百万円

		維持管理・修繕 (①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年経過時に 単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	1,289	9,698	850	11,837	12,644	30,877	-19,039	793
	インフラ施設(b)	515	6,900		7,415		7,433	-18	316
	計(a+b)	1,804	16,598	850	19,252		38,309	-19,057	1,109
公営事業 会計	建築物(c)	-	-	-	-	10,968	-	-	-
	インフラ施設(d)	3,820	-	7,148	10,968		-	-	-
	計(c+d)	3,820	-	7,148	10,968		-	-	-
	建築物計(a+c)	1,289	9,698	850	11,837		30,877	-19,039	793
	インフラ施設計(b+d)	4,335	6,900	7,148	18,383		7,433	10,950	316
	合計(a+b+c+d)	5,624	16,598	7,998	30,220		38,309	-8,089	1,109

【備考】

- ※ 建築物: 学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設: 道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕: 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修: 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等: 老朽化に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

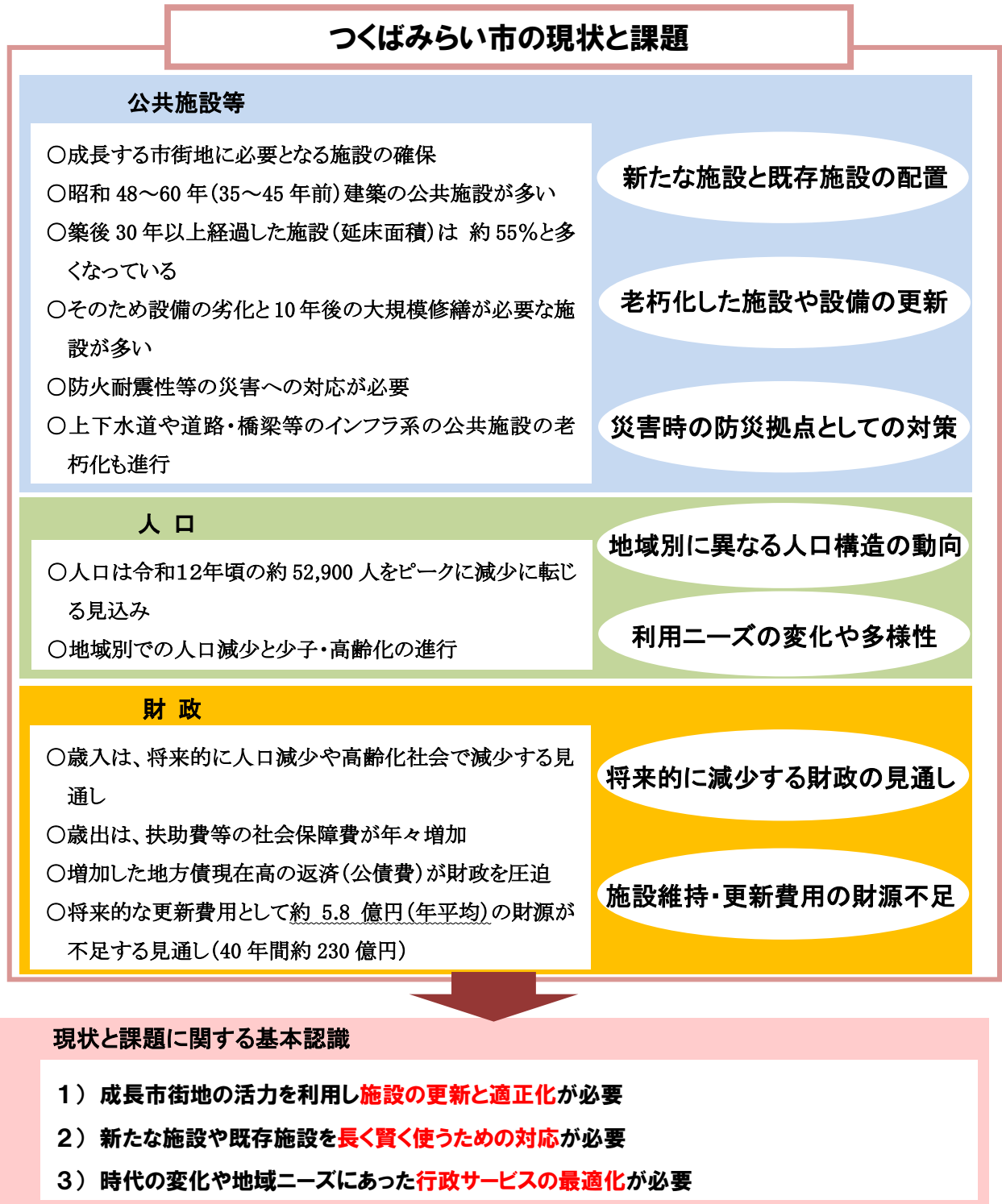
公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、普通会計、公営事業会計ごとに経費の見込み及び長寿命化対策等の効果額等を示しています（ただし、道路分は含まない）。

今後10年間の経費の見込みは建築物の計が118億円、インフラ施設の計が184億円、合わせて302.2億円となっています。長寿命化対策等により80億円近い削減が見込まれます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 現状と課題に関する基本認識

本市では、前章の「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の前提となる「現状と課題に関する基本認識」については、次のとおりとします。



1) 成長市街地の活力を利用した施設の更新と適正化

本市は、近年の人口増加が著しい都市であり、新市街地を含め新たに必要とされる施設の整備や今後の整備計画もみられます。

一方、旧来の建物系の公共施設や土木系の公共施設については、建物や設備の老朽化が進行している施設も多くみられます。とくに建物系の公共施設では築30年以上を経過している施設も多く、施設の大規模修繕や更新に関する対応が急務となっています。

ただし、将来更新費用の推計によれば、現状の施設をそのまま更新するものと仮定した場合、過去の工事实績を上回る更新費用が必要となり、財源は大幅に不足する見通しです。

したがって、施設の更新については、施設の総量縮減や再配置の視点を盛り込みながら、長期的な観点から負担可能な財源に見合う内容として対応する必要があります。

また、施策としては、地域コミュニティの中心的な位置づけに配慮し、複合化や集約化による維持管理の費用削減効果の高い施設を中心とした建替えの優先等が考えられます。

2) 新たな施設や既存施設を長く賢く使うための対応

老朽化した既存の施設や設備への対応が求められている中で、長期的には人口減少、少子・高齢化社会、厳しい財政見通し等の様々な変化が予測されています。

建物系の公共施設については、新設や更新のほか、長く賢く使うための対応として、適切な点検、診断や、長寿命化改修の推進とともに、財政負担を軽減しつつ公共施設等の機能維持と安全確保を達成する取り組みが必要となっています。

土木系の公共施設についても、各種の点検、診断を実施し、利用状況も踏まえた予防保全型の維持管理等を一層推進し長寿命化を図る必要があります。

また、長く賢く使うためには、時代に反映した使用目的の変更も想定し、新たな施設整備や建替えにあたっては、意匠やデザインはシンプルな構造や施設とし、補修や修繕費用の低減化を目的とした対応も必要となります。

3) 時代の変化や地域ニーズにあった行政サービスの最適化

将来的には少子・高齢化が進行するとともに、人口の減少が見込まれます。また地域別にも人口動向の差異が一層顕在化する見込みです。

そのため、少子・高齢化や人口の減少に伴う利用ニーズの変化が見込まれるほか、高齢者の増加へ対応する必要性や少子化対策等の目的で、新たなサービ

ス需要が生じることが想定され、利用ニーズの質の変化も予想されます。また、地域別に異なる人口増減や少子・高齢化の人口構造に応じて、地域の特徴に合った施設のあり方の見直しも迫られます。

さらに、財政の観点からは、将来的な歳入の減少が予想される中で、社会保障費関連の歳出の増加に伴い、公共施設等の維持管理や更新等に充当できる財源の確保が一層難しくなる見込みです。

したがって、今後の公共施設等による行政サービスの水準は、利用ニーズの量と質の変化や地域ごとの利用ニーズの差異を踏まえつつ、市の財政状態に見合った施設の配置や維持管理費用の節約を前提とし、時代の変化に応じた柔軟な見直しが求められています。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市では、前項の「つくばみらい市の現状と課題」を踏まえ、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」として、以下のとおりとします。

1) 成長力を活かした新たな公共施設の有効活用

新たな公共施設を活用し、集約化や複合化、将来的な負担軽減に配慮し有効活用します。

2) 建物系の公共施設に対する老朽化対策

建物・設備の老朽化状況や、耐震基準の時代変化等に応じた適切な保全工事等を行います。

3) 土木系の公共施設に対する老朽化対策

将来にわたって安全に安定的に機能を確保する必要があり、老朽化対策を計画的に行います。

4) 人口動向の影響を踏まえた公共施設等の最適化

施設を長く大切に使いつつ、施設需要に対する施設数や配置等の最適化を図ります。

5) 限られた公有財産である公共施設等の有効活用

将来世代に負担を残さないような維持管理の取り組みの方向性を定めます。

1) 成長力を活かした新たな公共施設の有効活用

国内においては、既存施設の維持管理に困窮し、新たな施設の立地は困難な自治体が多いなか、本市は人口増加に伴い成長する活力がみられる都市であります。

そのため、成長にともなう新たな公共施設の整備の機会を活用し、既存施設との集約化や複合化もあわせて進めるとともに、今後の維持管理や構造設備においても将来的な負担軽減や省エネルギー化にも配慮しつつ、既存の公共施設等の最適化に向けて有効活用していく必要があります。

2) 建物系の公共施設に対する老朽化対策

建物系の公共施設は、本市の公共施設全体の延床面積の割合で約 55%が、築後 30 年以上を経過しており、今後も施設を良好に使用していくためには、適切な保全や補修工事等を実施していく必要があります。

あわせて設備類の陳腐化への対応や、耐震基準等の安全性能基準の高まりへの対応、環境負荷低減への取り組みなど、時代の変化に応じて求められる機能に対応していく必要もあります。

3) 土木系の公共施設に関する老朽化対策

土木系の公共施設は、道路・橋梁、公園、上下水道等の生活に必要不可欠なものであることから、総量縮減や廃止は困難です。これらは安全性を維持するとともに、安定的な機能確保が求められます。このため、老朽化が進んでいる箇所の計画的な更新とともに、施設全体の予防的保全についても計画的に実施し、維持更新費用の縮減に努めることが必要です。

4) 人口動向の影響を踏まえた公共施設等の最適化

長期的には、少子高齢化や人口減少にともなう税収の減少と社会保障費等の増加が見込まれる中、すべての公共施設を維持・更新し続けることは困難となる見込みです。

一方で、施設の利用ニーズ（質や量）は変化していくことが予測されることから、施設を賢く長く大切に使いつつ、将来負担すべき維持・更新費用の全体も見据えながら、施設の需要に対する数や配置の最適化を実施していくことが必要です。

5) 限られた公有財産である公共施設等の有効活用

公共施設等は、数十年にわたり存続するため、将来世代に過度な負担を強いることがないように、維持更新にあたっては長期的な視点で検討を行う必要があります。そのため、限られた資源である財源や既存施設を有効に活用する視点を重視し、必要となる公共施設等を将来にわたり維持するために有効と考えられる取り組みについて検討し方向性を定めます。

3. 公共施設等の管理に関する基本方針

本市では、本指針の公共施設等の管理に関する基本方針及び数値目標として、以下のとおりとします。

1) 施設の更新への対応を計画的に推進

将来的に増加し続ける老朽化施設の更新を計画的に進めるためには、将来更新費用の縮減と平準化が不可欠であり、公共施設の最適化に係る方向性を定めて、集約化、複合化、用途変更及び長寿命化等の各種施策を推進します。

2) 適切な維持管理によって安全管理を徹底

平常時のみならず、災害などの非常時においても、公共施設等の機能を維持し、安心かつ安全な公共サービスを提供できるように、適切なマネジメントサイクルに基づいた点検診断・修繕等の維持管理を推進します。

3) 公有財産の有効活用による市民サービスの向上

将来的な人口の減少や少子高齢化等によるサービス需要の変化に的確に対応するために、公共施設等の多機能化や複合化を積極的に推進するとともに、官民連携等活用による様々な創意工夫を凝らし、公有財産の有効活用を推進します。

【数値目標】

第3章4のシミュレーションでは、すべての普通会計の公共施設等を維持・更新する場合、40年間で約230億円の財源不足が発生することが推計されます。公共施設等の維持更新に係る財源不足額を解消するために必要額761億円と充当可能額531億円の均衡点を求めると、財政均衡縮減率は25.1%となります。これは、必要額を25.1%縮減した時に充当可能額で賄える金額規模になることを表しています。

しかし、近年に整備した公共施設等も多く、将来的に改修や建て替えが必要となることから今後も策定時に定めた目標である「40年間で費用の約3割を縮減」を継続して施設マネジメントを推進します。

数値目標	公共施設等の建替え・大規模修繕等の維持更新費用として、計画期間の平成29年度から令和38年度までの40年間で必要と見込まれる費用の約3割を縮減します。
-------------	--

本市では、現状や課題に関する基本認識を踏まえ、将来にわたって行政サービス水準の著しい低下を招かないよう、個別施設計画において検討した方針に則って推進していくこととし、さらに民間委託や広域連携といった手法の活用により、施設の運営費用を縮減させ維持更新費用を確保していくなど、多角的な視野からの検討も併せて実施していきます。

4. 公共施設等の適正管理を実現するための実施方針

公共施設等の管理に関する基本方針を踏まえて、公共施設等の適正管理を実現するための実施方針は、以下のとおりとします。

1) 点検・診断等の実施方針

- ① 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から修繕が必要な箇所や改修が必要な設備類の早期発見に努めます。
- ② 点検診断結果については関係所管部門での情報共有を図り、施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

2) 維持管理等の実施方針

- ① 施設を所管する実施部門においては、資産管理活用を行う所管部門との連携を図り、予算の確保や必要な修繕に必要な情報共有を行い、計画的な維持管理を推進します。
- ② 全ての施設について、経費の節減や官民連携手法の採用の可能性を検討し、サービス向上と市の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- ③ 施設の設置目的や特徴に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保の実現を目指します。

3) 修繕・更新等の実施方針

- ① 本市において推進する最適化や総量管理に係る各種計画との整合を図り、計画的な修繕及び更新を実施します。
- ② 大規模修繕や建替え等、多額の費用を要する工事の実施にあたっては、事前に P F I 等の官民連携手法についても検討し、財政負担の軽減を図るよう努めます。

4) 安全確保の実施方針

- ① 点検・診断等により、施設・設備の安全性や耐久・耐用性について、高い危険性が認められた場合には、使用中止を含めた迅速な安全確保を講じます。
- ② 老朽化等により用途廃止をした施設については、放置することで倒壊や火災等の事故を誘発しないように、安全管理を徹底するとともに、施設の速やかな転用または除却を推進します。

5) 耐震化の実施方針

- ① 国等の耐震基準や耐震化の指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。
- ② 避難所に指定されている施設や災害発生時の本部施設等、災害時においても活用が必須である施設については、震災などの教訓を踏まえて、市において必要となる耐震化の条件に見合った今後の改修に活用を図ります。
- ③ 耐震化が未了であり、廃止予定の施設については、速やかな移設又は廃止を検討します。

6) 長寿命化の実施方針

- ① 土木系の公共施設のみならず、建物系の公共施設においても、国等の方針を踏まえた長寿命化計画を策定し、計画に基づく適切な改修や維持管理を実施します。
- ② 施設の更新の際は、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた工法や部材の採用を図るなど、コストの低減と施設の有効活用を推進します。

7) ユニバーサルデザイン⁶化の推進方針

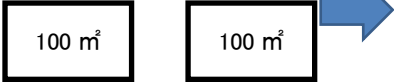





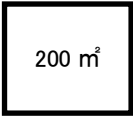
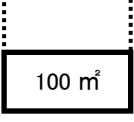
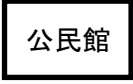

- ① 誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザイン化について検討します。
- ② 改修や建替え等を行う際には、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

8) 統合や廃止の推進方針

- ① 建物系の公共施設を中心として最適化と総量管理を実現する観点から統合や廃止の推進についても検討する必要があることから、本市では、建物の老朽化状況（大規模修繕や建替えの必要性）、民間代替性、利用状況（サービス存続の必要性）、運営の効率性、他施設への転用の可能性等を踏まえつつ、立地の適正さも勘案して統合や廃止の推進を検討します。

⁶ ユニバーサルデザインとはすべての人が使いやすいように製品・建物・空間などをデザインすること。

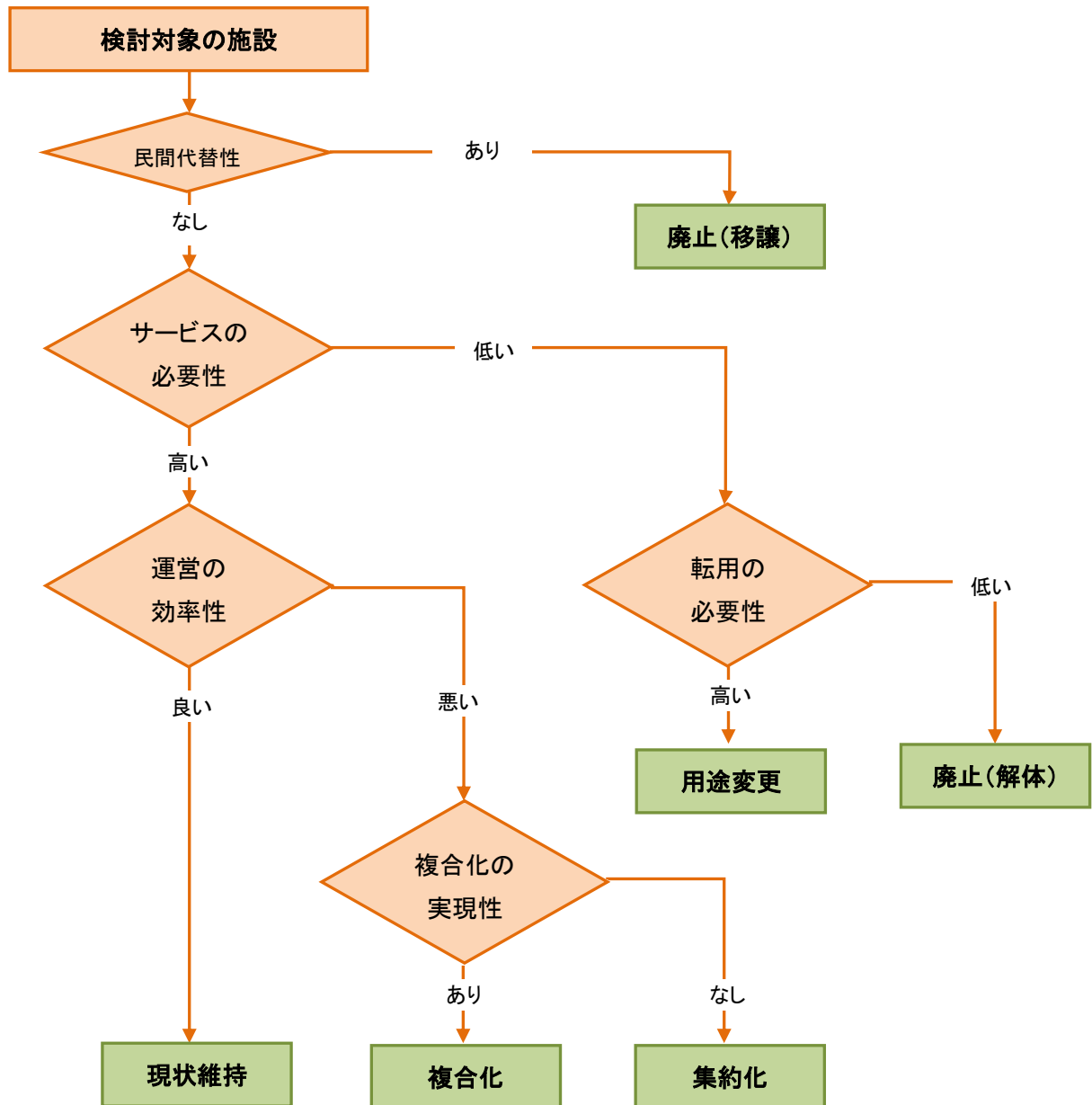
●公共施設等の統合や廃止等に係る各方針のイメージ

方針の概要	方針のイメージ図	
	実施前	実施後
<p>① 施設を1箇所にまとめる。</p> <p>建物を効率的に使って、機能を残しつつ施設の総量を減らします。</p>	<p>施設 A 施設 B</p> 	<p>施設 A+B</p> 
<p>② 民間に運営をゆだねる。 (譲渡を含む)</p> <p>民間のノウハウを使って、機能を残しつつ市の支出を減らします。</p>	<p>施設 A</p> 	<p>施設 A</p> 
<p>③ 施設の廃止を進める。</p> <p>ニーズに合わせて施設を廃止して市の支出を大幅に節約します。</p>	<p>施設 A</p> 	
<p>④ 建替えの際に規模を縮小する。</p> <p>ニーズに合わせて機能を残しつつ市の支出を大幅に節約できます。</p>	<p>施設 C</p> 	<p>施設 C</p> 
<p>⑤ 別の用途の施設に改修する。 (既存建物を活用)</p> <p>新築費用を節約します。</p>	<p>施設 A</p> 	<p>施設 D</p> 

●統合や廃止等に係る各手法検討の考え方

建物の更新時期（大規模修繕や建替え）の到来を見据えつつ、利用状況等による検討の緊急性も加味しながら、次のフローに基づいた統合や廃止に係る各手法を検討します。

なお、以下の各判断にあたっては、さらに評価基準等を設定し、定量的な評価要素と定性的な評価要素を組み合わせながら客観的な基準によって判断を可能なものとしします。



5. 計画の推進方針

1) 取り組み体制の構築

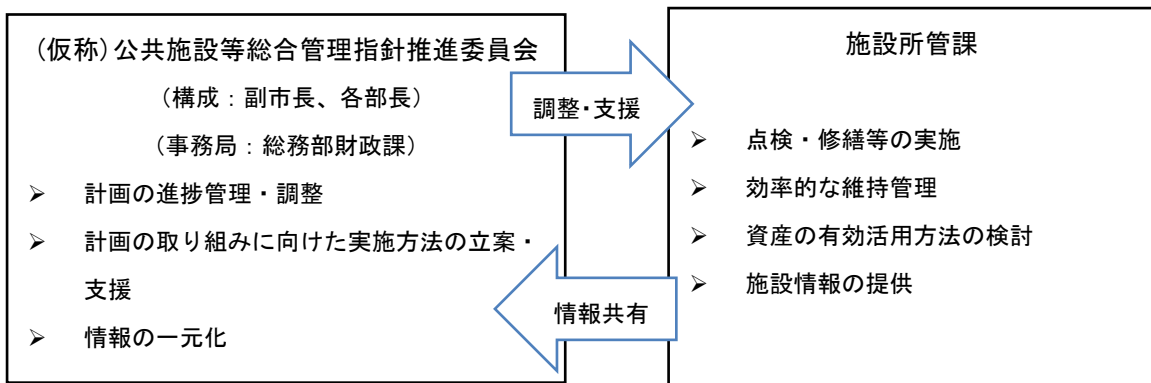
本市では、これまで公共施設等の維持管理やその情報管理については各所管担当課係において実施してきました。

今後は、本指針を踏まえた全庁的な取り組みを推進する必要があるため、全庁横断的な組織である「(仮称)公共施設等総合管理指針推進委員会(以下「委員会」という。)(事務局:総務部財政課)を設置し、部局間の情報の共有や調整等を行い、総合的かつ計画的な管理を行います。

<委員会及び各施設所管課の役割のイメージ>

	委員会	各施設所管課
計画の進捗管理・調整	公共施設等管理指針の評価・見直し 公共施設等管理指針と個別施設計画等との調整	個別施設計画の策定・運用
長寿命化の推進	長寿命化を推進するための支援(研修会の開催等)	点検・修繕等の実施
情報の一元管理	全庁的な情報管理(施設情報の収集、システム導入の検討)	施設情報の提供、劣化状況等の施設情報の把握

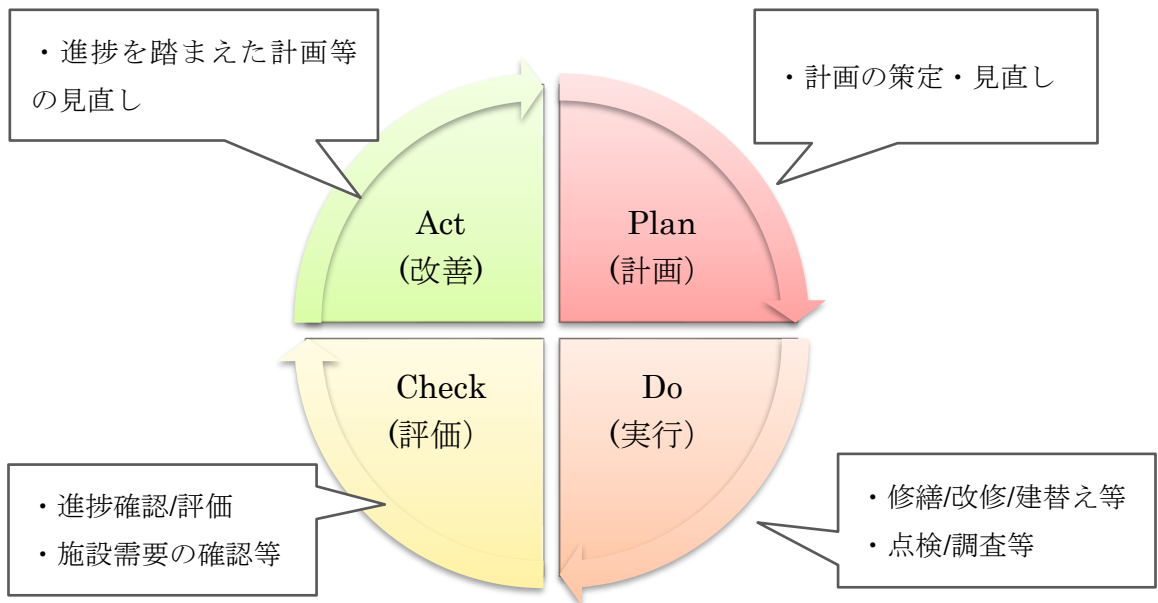
<推進体制のイメージ>



2)フォローアップの実施

本指針の策定後は、今後の修繕計画や個別事業の進捗管理を行い、上位計画である総合計画や関連諸計画の改訂状況を踏まえながら、本指針の見直しについても適時に実施します。

PDCA サイクルを回すことで継続的な計画推進を行い、施設の劣化状況や厳しい財政状況、人口減少による需要の変化に対応するため、進捗を確認しながら必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



参考) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針検討案

1-1. 行政系施設

(庁舎等)

1) 現状や課題に関する基本認識

市役所の庁舎は市内に伊奈庁舎、谷和原庁舎の2箇所あります。

伊奈庁舎は耐震性の問題や老朽化が進んでいたために、平成27年度に完成した新しい庁舎に移転しました。

谷和原庁舎は耐震診断の結果、安全性は確保されておりますが、昭和50年の建築で築後46年が経過しており、経年劣化による雨漏り等の修繕の対応が必要な状況です。平成29年度に屋根及び外壁の改修工事を実施し、今後も修繕を進めていく予定です。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

平成18年の旧伊奈町と旧谷和原村の合併後、庁舎を統合することなく、分庁舎方式を採用して2つの庁舎を存続させる形をとりました。2つの庁舎があることによって、経費が2箇所分かかっており、また事務手続きの際に相互に行き来する必要性や用件によって訪れる庁舎が異なるなど不便な状況です。市役所庁舎は、行政サービスの提供機能だけでなく、防災拠点としての機能も併せ持った施設であることから、現庁舎の維持管理・更新に係る費用を勘定しつつ、施設の長寿命化に取り組み、引き続き分庁舎方式を維持させる方針です。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	つくばみらい市役所 伊奈庁舎(新)	H27	現状維持	平成27年度に新設され、平成28年度から利用を開始しました。
2	つくばみらい市役所 谷和原庁舎	S50	現状維持	維持管理費の軽減に努めるとともに、定期点検を徹底し、適切な修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
3	教育委員会庁舎	S56	現状維持	維持管理費の軽減に努めるとともに、定期点検を徹底し、適切な修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
	つくばみらい市役所 伊奈庁舎(旧)	S49	廃止	平成27年度に廃止し、平成28年度中に解体しました。

つくばみらい市役所
伊奈庁舎(新)



つくばみらい市役所
谷和原庁舎

(消防・防災系施設)

1) 現状や課題に関する基本認識

消防器具置場は市内に 11 箇所あり、消防器具等が保管されている倉庫で各消防団の消防活動の拠点になっています。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

消防器具置場は、消防ポンプ自動車の格納を主としていることから、従来どおり消防団が管理していきます。ただし、将来的には地域の実情に即した検討も必要です。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	第 1 分団消防器具置場	H17	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
2	第 2 分団消防器具置場	H16	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
3	第 3 分団消防器具置場	H26	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
4	第 4 分団消防器具置場	H20	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
5	第 5 分団消防器具置場	H15	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
6	第 6 分団消防器具置場	H14	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
7	第 7 分団消防器具置場	H18	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。

8	第 8 分団消防器具置場	H22	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
9	第 9 分団消防器具置場	H10	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
10	第 10 分団消防器具置場	H13	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。
11	第 11 分団消防器具置場	H21	現状維持	消防団の活動拠点となることから、修繕等適切な管理を行い、長寿命化を図ります。



第 5 分団
消防器具置場



第 10 分団
消防器具置場

1-2. 子育て支援系施設

1) 現状や課題に関する基本認識

公立幼稚園は市内に 3 箇所設置されており、市内に居住している 3 から 5 歳児が対象の教育機関として運営されています。

公立保育所は市内に 4 箇所あり、保護者が働いている、病気の状態にあるなどの理由から、家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育する施設として運営されています。平成 28 年度に策定した「つくばみらい市立保育所民営化方針」に基づき公立保育所の民営化を進めています。

児童クラブは市内に 8 箇所あり、十和及び福岡小学校児童は谷原小児童クラブへ移送しています。それぞれ小学校敷地内に設置して、関係所管課や小学校との連携を図りながら運営をしています。また、陽光台及び富士見ヶ丘小児童クラブについては小学校の児童数増加に伴い、今後利用児童が定員を超える可能性があります。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

将来的な年少人口の動向を見据えながら、市の子育て支援に関する計画や事業を踏まえつつ、適正な施設の総量や配置について継続的な検討を行います。児童クラブについては、今後の学校の施設整備の方向性にあわせて、学校の関係所管課と情報共有を図りながら最適配置の検討を行います。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	すみれ幼稚園 ※旧東小学校	S55	検討	令和2年度から小学校跡地に暫定移転。 今後の児童数の推移を見極めながら、施設整備の方向性を検討します。
2	わかくさ幼稚園 ※旧三島小学校	S53	検討	令和2年度から小学校跡地に暫定移転。 今後の児童数の推移を見極めながら、施設整備の方向性を検討します。
3	谷和原幼稚園	H22	現状維持	維持管理経費の軽減を推進するとともに、定期的な点検診断を徹底し、予防的な観点を含めた適切な修繕を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。
4	伊奈第1保育所	S45	現状維持	平成28年度に耐震改修工事が完了し、今後も引き続き地域の子育て支援施設として現状維持していきます。
5	伊奈第2保育所	S46	現状維持	平成29年度に耐震改修工事が完了し、今後も引き続き地域の子育て支援施設として現状維持していきます。
6	谷和原第1保育所	S62	現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
7	谷和原第2保育所	H22	現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
8	子育て支援室 BLOOM	R3	現状維持	令和3年度より、みらい平市民センター2階おやこ・まるまるサポートセンター内に開所しています。
9	子育て支援室おひさま	H26	現状維持	平成29年度から指定管理者制度を導入しています。
10	小絹児童館	H14	現状維持	平成26年度から指定管理者制度を導入しています。
11	みらい平児童館	H26	現状維持	平成26年度から指定管理者制度を導入しています。
12	小絹小児童クラブ	H25	現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
13	谷原小児童クラブ	S58	検討	今後の学校の適正配置等の計画の動向を見極めながら施設整備の方向性を検討します。
14	伊奈小児童クラブ ※旧谷井田小児童クラブ	S54	現状維持	引き続き、学校空き教室を利用しています。
15	伊奈東小児童クラブ ※旧板橋小児童クラブ	S38	現状維持	引き続き、学校空き教室を利用しています。
16	豊小児童クラブ	H17	検討	今後の学校の適正配置等の計画の動向を見極めながら施設整備の方向性を検討します。

17	小張小児童クラブ	H21	検討	今後の学校の適正配置等の計画の動向を見極めながら施設整備の方向性を検討します。
18	陽光台小児童クラブ	H26	現状維持	児童増加に伴い学校体育館2階も利用しています。専用施設では、適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
19	富士見ヶ丘小児童クラブ	H29	現状維持	児童増加に伴い学校体育館2階も利用しています。専用施設では、適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
	ふれあい第1保育園 ※旧伊奈第3保育所	R3	民営化	平成29年度からつくばみらい市社会福祉協議会と協働して、公私連携保育所として運営しています。令和3年度に改築工事を実施しています。
	ふれあい第2保育園 ※旧伊奈第4保育所	S55	民営化	平成30年度からつくばみらい市社会福祉協議会と協働して、公私連携保育所として運営しています。
	旧三島小児童クラブ	S53	廃止	学校の適正配置等の計画により、わかさ幼稚園として活用しています。
	旧十和小児童クラブ	S51	廃止	谷原小児童クラブに統合しています。

子育て支援室
おひさま



すみれ幼稚園

1-3. 保健・福祉系施設

1) 現状や課題に関する基本認識

総合福祉施設きらくやまふれあいの丘は、「すこやか福祉館」と「世代ふれあいの館」の2館をメインに、テニスコート・ゲートボール場・アスレチック広場・野外ステージ・自然散策の森などがあります。また、すこやか福祉館にある大浴場は、サウナ室も完備の本格的なお風呂で、世代ふれあいの館には、「世代ふれあいホール」をはじめ「楽屋」「リハーサル室」「会議室」などがあります。指定管理者制度を採用して運営を行っています。

なお、2館とも築後20年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。これまで、外壁や空調設備、入浴施設の改修を進めてきましたが、新たに音響、照明設備等の改修が必要となっており、今後計画的に改修を進めていく必要があります。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

総合福祉施設きらくやまふれあいの丘については、指定管理者制度等の公民連携を推進し、効率的な運営に努めつつ、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスや設備類の改善を図ります。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	つくばみらい市保健福祉センター	H12	現状維持	市民の健康管理及び子育てのサポートを行う施設として、定期的な維持管理と適切な修繕を実施し、市民が安心して利用できる環境づくりを継続します。
2	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	H 6	現状維持	平成 18 年度より、指定管理者制度を導入し、市民サービスの質の向上並びに、経費の節減に努めていることから、引き続き指定管理者制度を継続します。 老朽化による施設・設備の修繕については、適切な修繕の実施により経費を削減するとともに、長寿命化を図ります。将来的な建物の更新については、複合化や多機能化等も視野に入れ検討します。
3	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	H 9	現状維持	平成 18 年度より、指定管理者制度を導入し、市民サービスの質の向上並びに、経費の節減に努めていることから、引き続き指定管理者制度を継続します。 老朽化による施設・設備の修繕については、適切な修繕の実施により経費を削減するとともに、長寿命化を図ります。将来的な建物の更新については、複合化や多機能化等も視野に入れ検討します。

きらくやまふれあいの丘
すこやか福祉館



つくばみらい市
保健福祉センター

1-4. 公営住宅

1) 現状や課題に関する基本認識

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために、昭和42年から昭和44年及び平成元年から平成5年に建築され、市内に5箇所、29棟76戸あります。

秋葉山住宅（鉄筋）と古川住宅（鉄筋）は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、修繕計画が策定されており、施設の修繕等を行っております。秋葉山住宅（木造）、新山住宅（木造）、愛宕住宅（木造）については、建築から50年以上経過しており、入居者の状況に配慮しながら防火耐震性の安全確保の観点から順次用途廃止を進めております。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

存続する鉄筋造の公営住宅については、十分な安全性や居住性を備えており、長期活用を図るべき予防保全の観点から中長期的な維持管理を行います。また、木造の公営住宅について、防火耐震性の安全確保の観点から用途廃止を進めていきます。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	秋葉山住宅 鉄筋	H3 H5	現状維持	施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。
2	秋葉山住宅 木造	S42	廃止	現在の入居者が退去後に用途を廃止します。
3	新山住宅 木造	S43	廃止	現在の入居者が退去後に用途を廃止します。
4	愛宕住宅 木造	S44	廃止	現在の入居者が退去後に用途を廃止します。
5	古川住宅 鉄筋	H2 H3	現状維持	施設の計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。

秋葉山住宅
鉄筋



古川住宅
鉄筋

1-5. 学校教育系施設

1) 現状や課題に関する基本認識

小学校は、市内に 10 箇所あり、みらい平地区内には、平成 27 年度に陽光台小学校、平成 30 年度に富士見ヶ丘小学校が新しく開校しています。また、令和 2 年度には、谷井田小学校と三島小学校が統合し、伊奈小学校が開校しました。同時に、板橋小学校と東小学校が統合し、伊奈東小学校が開校しました。

中学校は、市内に 4 箇所あり、みらい平地区内に中学校用地が 1 箇所確保されています。

現在は、義務教育 9 年間を見通した教育活動の展開を見据えながら、持続可能なまちづくりの視点も考慮し、小学校及び中学校を適正に配置していくことについて、市の各種計画と整合を取りながら、計画を検討する必要があると考えています。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後の児童生徒数の推移を注視し、都市計画に位置付けられている地域の在り方をはじめ、防災面も含めた地域コミュニティの在り方なども踏まえながら、適正配置計画を策定します。

その計画に基づき、必要な施設に老朽化の対応などを行い、二重投資を抑制しながら、将来的な小中学校の適正配置の実現を図ります。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	小張小学校	S54	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
2	豊小学校	S53	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
3	伊奈小学校 ※旧谷井田小学校	S49	検討	令和 2 年 4 月に谷井田小学校と三島小学校が統合しました。
4	伊奈東小学校 ※旧板橋小学校	S38	検討	令和 2 年 4 月に板橋小学校と東小学校が統合しました。
5	谷原小学校	S58	統合予定	令和 5 年に十和小学校と統合予定です。
6	十和小学校	S56	統合予定	令和 5 年に谷原小学校と統合予定です。
7	福岡小学校	S56	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。

8	小絹小学校	S47	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
9	陽光台小学校	H26	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
10	富士見ヶ丘小学校	H29	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
11	伊奈中学校	S47	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
12	伊奈東中学校	S59	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
13	谷和原中学校	S44	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
14	小絹中学校	H 5	検討	適正配置計画を基本に、市全体の将来的な学校配置を検討します。
15	学校給食センター 「MIRAI-LUNCH」	H29	現状維持	維持管理費の軽減に努めるとともに、定期点検を徹底し、適切な修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
16	教育支援センター	S46	現状維持	維持管理費の軽減に努めるとともに、定期点検を徹底し、適切な修繕等を行うことで、施設の長寿命化を図ります。
	旧三島小学校	S53	廃止	令和2年9月から、暫定的にわかさ幼稚園として活用中です。
	旧東小学校	S55	廃止	令和2年9月から、暫定的にすみれ幼稚園として活用中です。
	旧伊奈学校給食センター	H 7	廃止	「MIRAI-LUNCH」に集約移転しました。
	旧谷和原学校給食センター	S63	廃止	「MIRAI-LUNCH」に集約移転し、令和3年度中に解体しました。



陽光台小学校



福岡小学校

1-6. 社会教育系施設

1) 現状や課題に関する基本認識

図書館は建築から30年余りが経過し、経年に伴う施設の老朽化や、資料の増加による書庫及び書架の不足等が課題となっています。

これらのことから、今後は施設の増築や改修、または新設等も視野に入れた検討が必要となっています。

間宮林蔵記念館は、施設の経年劣化等による空調設備の不調等がある他、併設している生家の茅葺屋根の一部葺き替えを令和元年度に行いましたが、残りの部分の葺き替え等が課題となっています。

結城三百石記念館については、母屋の建物建築が300年ほどと想定されており、雨漏りの修繕や高木の剪定・落葉樹の落ち葉処分等の植栽管理が課題となっています。

古民家松本邸は、江戸時代の脇本陣だった建物を移築し、現在は都市農村交流施設として活用しています。母屋と書院の茅葺屋根の葺き替え工事を行い、今後、定期的な補修工事と将来の葺き替え工事が必要となり、予算や職人の確保が課題となっています。また、移築後約150年が経過しているといわれており、建物の老朽化や雨漏りが発生し、改修が必要となっています。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後も利用者の増加に取り組みながら、施設の有効活用を図ります。また、今後は利用実態や施設の役割等を総合的に踏まえて、将来的な在り方を検討します。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	図書館 本館	H 2	現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。今後、施設の管理及び運営のあり方について継続的に検討します。
2	図書館 小絹分館	H16	現状維持	平成 29 年度から指定管理者制度を導入しています。
3	図書館 みらい平分館	H26	現状維持	平成 26 年度より指定管理者制度を導入しています。
4	間宮林蔵記念館	H 4	現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。
5	結城三百石記念館	-	現状維持	適切な修繕の実施により長寿命化を図ります。

6	古民家松本邸	不明	現状維持	令和元年度より、指定管理者制度を導入しています。運営上最小限の修繕を実施しながら、今後、施設のあり方について検討していきます。
---	--------	----	------	---



図書館小絹分館



間宮林蔵記念館

1-7. 市民文化系施設

1) 現状や課題に関する基本認識

公民館は市内に5箇所あり、その内3箇所は分館です。伊奈公民館は昭和45年築で、平成27年度末時点で築後46年が経過しており、電灯・電気設備、空調設備等の老朽化が著しく改修等が必要となっています。また、平成26年度に実施した耐震診断調査では、2階ホール部分を除き、耐震基準を満たしています。

平成29年度からすべてのコミュニティセンターを指定管理者制度の導入により、管理運営を行っています。なかでも、小絹コミュニティセンターが一番古く、エレベーターなどの改修や修繕が必要となっています。また運営については、引き続き、利用者や市民サービスの向上を図っていきます。

高齢者センターは現在、管理人が不在であるため、施設予約は生涯学習課もしくは市民窓口課（谷和原庁舎のみ）で行っています。また設置から30年以上経過していることから、建物内の設備や敷地内の遊具の改修、撤去を行ってきました。引き続き老朽化に伴う対応を行っていきます。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公民館及び高齢者センターについては、これまでの管理運営を基本とします。

みらい平コミュニティセンターにおいては、民間活力を用いて、施設の有効利用、市民サービス向上を図るべく、平成26年11月開館時より指定管理者制度を導入し、管理運営を行っていますが、他3館のコミュニティセンターについても、平成29年度より指定管理者制度を導入しています。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	伊奈公民館	S45	検討	築 50 年が経過しており、改修は困難であることから、今後、公共施設の転用等を見据えながら、施設のあり方について継続的に検討します。
2	谷和原公民館	S59	検討	公民館の役割と位置、利用者のニーズ等を総合的に検討し、適切な修繕等を行いながら施設のあり方について検討します。
3	谷和原公民館 谷原分館	S59	検討	公民館の役割と位置、利用者のニーズ等を総合的に検討し、最適な配置等について検討します。
4	谷和原公民館 十和分館	S51	検討	公民館の役割と位置、利用者のニーズ等を総合的に検討し、最適な配置等について検討します。
5	谷和原公民館 福岡分館	S53	検討	公民館の役割と位置、利用者のニーズ等を総合的に検討し、最適な配置等について検討します。
6	小絹コミュニティセンター	H 6	現状維持	平成 29 年度から指定管理者制度を導入しています。
7	谷井田コミュニティセンター	H15	現状維持	平成 29 年度から指定管理者制度を導入しています。
8	板橋コミュニティセンター	H21	現状維持	平成 29 年度から指定管理者制度を導入しています。
9	みらい平コミュニティセンター	H26	現状維持	平成 26 年度に指定管理者制度を導入しています。
10	高齢者センター	H 1	検討	高齢者センターの役割と利用者のニーズ等を総合的に考慮し、施設のあり方について継続的に検討します。

みらい平
コミュニティセンター



1-8. スポーツ・レクリエーション系施設

1) 現状や課題に関する基本認識

市内には、体育館や野球場、テニスコート等のスポーツをすることができる施設があります。各施設においては、市内に分散し、設置されていることから統合は難しく、また、各施設は整備から20年以上が経過しており、経年劣化による不具合が生じていることから計画的な修繕・改修が必要となっています。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

各施設に適した、予防的かつ計画的な改修を行うことで、競技に必要な一定レベルのコンディションを維持しながら施設の長寿命化を図ります。

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	総合運動公園 (体育館)	S56	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
2	総合運動公園 (青少年研修道場)	H 3	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
3	総合運動公園 (野球場)	S55	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
4	総合運動公園 (テニスコート)	S58	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
5	総合運動公園 (多目的広場)	R 1	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
6	城山運動公園 (野球場)	S57	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
7	古川テニスコート	S55	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。
8	谷和原武道館	S53	現状維持	令和4年度より、指定管理者制度を導入する予定です。施設の定期的及び予防的な修繕を実施します。



総合運動公園
(野球場)



総合運動公園
(青少年研修道場)

1-9. その他建築系公共施設

1) 現状や課題に関する基本認識

自転車駐車場は市内に4箇所あり、通勤・通学者の利便性を図るために駅前等に設置されています。みらい平駅前自転車駐車場については駅利用者の増加により駐車台数が常に超過状態であることや、歩道にはみ出して駐車している自転車等が増加していたことから、駐車台数の確保及び防犯面の強化を図るため、有料自転車駐車場として令和2年4月1日から、(公財)自転車駐車場整備センターで管理運営を開始しました。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

No	施設名称	建築年度	方向性	内容
1	みらい平駅前トイレ	H21	現状維持	引き続き、市において管理します。
2	みらい平駅前自転車駐車場	R 2	現状維持	(公財)自転車駐車場整備センターで管理運営しています。
3	小絹駅自転車駐車場	H13	現状維持	(公財)自転車駐車場整備センターで管理運営しています。
4	山王新田自転車駐車場	H 5	現状維持	引き続き、市において管理します。
5	谷井田自転車駐車場	H26	現状維持	引き続き、市において管理します。

みらい平駅前
自転車駐車場



2-1. 道路

1) 現状や課題に関する基本認識

令和2年度の道路延長は920,574mとなっています。そのうち、舗装道が690,274m、未舗装道が230,300mであり、舗装率は74.9%となっています。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

日常維持管理について、常時良好な状態に保つよう維持しつつ、コストの縮減が図れるように、補修・修繕計画を策定します。

市道
(紫峰ヶ丘)



2-2. 橋梁・トンネル

1) 現状や課題に関する基本認識

令和2年度の橋梁は307箇所、橋梁延長は2,700mとなっています。そのうち、長寿命化修繕計画対象の橋梁が308橋あります。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

日常管理については、5年に1度定期点検を行い、安全かつ円滑な交通の確保に努めます。さらに適正な水準を確保しつつ、コストの縮減が図れるように補修・修繕計画を策定し、効率的かつ効果的な措置を行います。

2-3. 上水道

1) 現状や課題に関する基本認識

本市の水道施設のうち、取水施設（取水井）については、設置後 20 年を経過するものが多く、湧出量が半減してきている取水井もあります。また、取水ポンプ等耐用年数を経過したものもあり、老朽化が進んでいます。

浄配水施設となる構築物や機械設備等についても更新時期を迎えるものが多く、長寿命化を図りつつ順次更新をしていく必要があります。中でも、久保浄水場高区配水池については、耐震性にも問題があり、優先して施設の更新を図る必要があるため、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて更新工事を実施しました。

また、配水管については、今後 20 年で管渠の法定耐用年数 40 年を迎える管路が、相当数存在します。水道は生活に欠かせない重要なライフラインの一つであるため、計画的な更新が必要となり、併せて配水本管を中心に耐震性の高い管種に更新するなど、災害に強い管路施設を整備していく必要があります。

水道事業は、独立採算であり、これらの更新については料金等でまかなうこととなり、適正な料金体制、有収率の向上等に努め、水資源の有効利用を図る必要があります。

さらには、本市の水需要に伴う、水源の確保としての取水井、茨城県企業局からの受水量との調整を図る必要があります。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

水資源の有効利用（有収率の向上、取水量の確保等）を図るとともに、更新基本計画に基づき、施設の更新を実施し、安定した供給を図ります。

みらい平配水場



久保浄水場



2-4. 下水道

1) 現状や課題に関する基本認識

下水道施設は、設置から30年余りが経過したものが多く、維持管理を主体とした事業の運営中であります。「新規投資」の時代から「既存ストックの活用」の時代に入力し、限られた財源の中で事業効果を最大限に発揮し、生活基盤施設である下水道施設を良好に維持・経営していくことが、今後の重要な課題となっています。

こうした状況の中、施設の計画的な管理を行うためには、施設の長寿命化及び財政負担の平準化に資するための予防保全型の維持管理を推進するとともに、農業集落排水やコミュニティ・プラント処理施設のように小規模で維持管理効率の低い施設について、需要の変化をとらえつつ施設の統合を含む最適化を進めていく必要があります。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本市の下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、下水道施設を資産として把握し、適正な料金設定等、持続可能な下水道経営を開始しました。

また、ストックマネジメント計画を策定し、経営的な観点も含め、各処理施設等を計画的に改築・更新していくことで予防保全、長寿命化の考えに基づいた維持管理を実践し、更新費用の平準化を図ります。



三島処理場



小絹水処理センター

2-5. 公園

1) 現状や課題に関する基本認識

市内には、都市公園が 20 箇所、その他の公園が 18 箇所、遊歩道が 2 箇所あります。

植栽管理や施設清掃等の維持管理や老朽化した公園施設の更新・修繕を行っています。なお、今後は、経年劣化した施設の修繕が増加することにより、利用者の安全を確保するために計画的な修繕を行っていく必要があります。

2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公園利用者の安全確保のため、遊具については年 1 回の定期点検を行い、点検結果に基づき修繕を行っているとともに、公園施設においては、供用開始して数十年経過した公園から順次、計画的に長寿命化を図った修繕を行っています。また、除草等の維持管理については、利用者の快適性や安全性を確保しつつ、適宜、除草回数の見直しや除草時期の調整を図りながら行っています。



みらいの森公園



福岡堰さくら公園

(表紙の写真)



つくばみらい市 公共施設等の総合管理に関する指針

平成29年2月策定

令和4年3月改訂

発行 つくばみらい市 総務部財政課

〒300-2395

茨城県つくばみらい市福田195番地

電話 0297-58-2111 (代表)



みらいりんぞう
(つくばみらい市イメージキャラクター)